カノ缺ケタル原告又ハ被告ニ其後ノ演述ヲ
禁シ且更ニ新期日ヲ定メテ許訟代人ヲシテ
代理セシムヘキヿヲ命スルヿヲ得若シ原告
又ハ被告カ命ニ従ハサルトキハ申立ニ因リ其
任意ニ退キタルト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ取
扱フヿヲ得

辯護士ニアラサル許訟代人ニシテ其任ニ適
セサルヿノ顕ハルヽ者又ハ他人ノ為メニ許
訟ヲ為スヲ業トスル者ハ之ヲ退クルヿヲ得
之ヲ退ケタル場合ニ於テハ新期日ヲ定メ且
其期日ニ呼出スノ際弁退ノ決定書ヲ原告又
ハ被告ニ送達スルヿヲ要ス

辯護士ニアラサル代人

ハ最早許サヽルヿヲ原告又ハ被告ニ通知ス
ルヿヲ得此條ノ規定ニ従ヒ為シタル命ニ對
シテハ不服ヲ申立ルヿヲ得ス

第二百五十一條　原告カ其許ヘサル請求ヲ
抛棄シ又ハ被告カ裁判所ニ於テ又ハ書面ヲ
以テ其請求ヲ認諾スル片ハ爭訟ハ如何ナル
程度ニ在ルヲ問ハス終結ス然レ片相手方ハ
抛棄ノ場合ニ於テハ即時ノ却下ヲ又認諾ノ
場合ニ於テハ即時ノ判決ヲ申立ルヿヲ得

第二百五十二條　口頭辯論ニ付テハ裁判所書
記調書ヲ作ルヿヲ要ス
調書ニハ左ノ諸件ヲ掲クルヿヲ要ス
第一　辯論ノ場所、年、月、日

第二　判事、裁判所書記及ヒ立會フタル檢事
同代表人ノ氏名
第三　舉訟物ノ表示及ヒ原告被告ノ氏名
第四　出頭ヒタル原告被告、法律上代人、辯護
士、許訟代人及ヒ立會フタル通事ノ氏名若
ヒ原告又ハ被告闕席ヒタルトキハ其明記
第五　公ニ辯論ヲ為シ又ハ公開ヲ禁シタル
コト

第二百五十三條　辯論ノ進行ニ付テハ其要領
ノミヲ調書ニ記載スルヲ要ス調書ニ記載
シテ明確ニスヘキ諸件ハ左ノ如シ
第一　書面ニ掲ケサル申述若シ申立及ヒ其他裁判ノ
為メ重要ナル申述若シ申立及ヒ申述ヲ書

面ニ掲ケテ
ミヲ以テ足ル
ルトキハ其旨ヲ附記スルノ

第二　自認、認諾、拋棄及ヒ和解
第三　證人及ヒ鑑定人ノ供述ノ全部
第四　檢證及ヒ其他株證ノ結果
第五　調書ニ添附セラレサル裁判（判決、決定
及ヒ命令）

第六　裁判ノ言渡
附録トシテ調書ニ添附セラレ且調書ニ附録
トシテ表示セラレタル書類ニ於ケル記載ハ
調書ニ於ケル記載ニ同シ

第二百五十四條　前條第一項第一號乃至第四
號ニ於テ掲ケタル調書ノ部分ハ訟廷ニ於テ

之ヲ當事者ニ讀聞カセ又ハ閲覧ノ為メ之ヲ
當事者ニ提示ス
調書ニハ前項ノ手續ヲ為シタル旨及ヒ兼諾
アリタルコト又ハ承諾ヲ拒ミタル理由ヲ附記
スルヲ要ス

第二百五十五條　調書ノ檢認ハ裁判長及ヒ裁
判所書記之ヲ為ス

第二百五十六條　受命判事又ハ受託判事カ訊
問ノ内外ニ於テ為ス審問ニモ亦裁判所書
記ヲ立會ハシム
前四條ノ規定ハ右ノ審問ニ付テノ調書ニ之
ヲ準用ス然レトモ調書ニハ出頭シタル當事者
カ兼諾ノ證徴トシテ署名捺印スルコトヲ要ス

若シ當事者署名又ハ捺印スルコト能ハサル
ハ其旨ヲ調書ニ附記スルコトヲ要ス

第二百五十七條　調書ノ記載ニ規定シタル方式ヲ遵守シタ
ルヤ否ハ調書ニ依リテノミ之ヲ證スルコトヲ
得

其方式ニ關スル調書ノ旨趣ニ對シテハ偽造
ノ證明ノミヲ為スコトヲ許ス

民事訴訟法草案第八回附録

第百五十二條　期日又ハ期間ヲ怠リタル原告又ハ被告ハ其爲スヘキ訴訟行爲ヲ爲スノ權ヲ失フ但此法律カ其追完ヲ許ス片ハ此限ニ在ラス

懈怠ノ法律上ノ結果ハ當然起發ス但此法律カ失權ヲ爲サシムルニ付テノ相手方ノ申立ヲ要スル片ハ此限ニ在ラス

一

間ハ原告被告ノ合意ニ因リ之ヲ伸フルヲ得ス

一

第二百十一條　天災又ハ其他避クヘカラサル事變ニ因リ不可變期間ヲ遵守スルヿヲ妨ケラレタル原告又ハ被告ニ申立ニ因リ原狀回復ヲ許ス

原告又ハ被告カ故障ノ期間ヲ懈怠シタル片ハ其過怠ニアラスシテ懈怠判決書ノ送達ヲ知ラサリシ場合ニ於テモ亦之ニ原狀回復ヲ許ス

第二百十二條　原狀回復ハ二週日ノ期間內ニ之ヲ申立ツルヿヲ要ス

期間ハ障碍ノ止ミタル日ヲ以テ始マリ其期間ハ原告被告ノ合意ニ因リ之ヲ伸フルヿヲ

得ス

懈怠シタル不可變期間ノ終ヨリ起算シテ一个年ノ滿了ノ後ハ最早原狀回復ヲ申立ツルヿヲ得ス

第二百十三條　不可變期間ノ懈怠ニ對スル原狀回復ハ遲ク共期間ノ滿了スル三日前ニ其遵守ノ爲メ送達スヘキ書類ヲ送達ノ爲メ執達吏ニ交付シ又ハ裁判所書記ヲ經テ送達スルヿヲ許シタル場合ニ限リ送達ノ爲メ裁判所ニモ亦其申立ニ因リ原告被告ニ之ヲ許奬ス

原狀回復ハ懈怠シタル不可變期間ノ滿了後一个月ノ期間内ニ之ヲ申立ツルヿヲ要ス

第二百十四條　原狀回復ハ書面ノ送達ニ因リ之ヲ申立ツ其書面ニハ左ノ諸件ヲ揭クルヿヲ要ス

第一　原狀回復ノ理由タル事實

第二　原狀回復ノ疏明ノ爲メノ方法

第三　懈怠シタル訴訟行爲ノ追完又ハ此行爲ヲ既ニ追完シタルヿハ其旨

即時ノ抗告ノ提出ヲ懈怠シタルヿハ原狀回復ノ申立ハ書面ヲ裁判所ニ差出シテ之ヲ爲ス其書面差出ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ發シタル裁判所ニモ又抗告裁判所ニモ之ヲ爲スヿヲ得

第二百十三條ノ場合ニ於テハ原狀回復ハ懈

総レタル不可変期間ノ満了後一个月ノ期間内ニ期日ノ爲メニスル呼出状ヲ送達レタル時ハ口頭辯論ノ爲メ定メタル期日ニ於テ豫メ書面ヲ送達スルコトヲ得

第二百十五條　原状回復ノ申立ニ付テハ追完レタル訴訟行爲ニ付キ裁判ヲ爲スノ權アルコトヲ得

第二百十六條　原状回復ノ申立ニ付テノ訴訟手續ハ追完レタル訴訟行爲ニ付テノ訴訟手續ト之ヲ併合スル爲メ必要アルモ裁判所ハ訴訟手續ヲ先ツ申立ニ付テノ辯論及ヒ裁判ノミニ制限スルコトヲ得

申立ノ許否ニ付テノ裁判及ヒ裁判ノ不服申立ニ付テハ追完レタル訴訟行爲ニ付キ此等ノ關係ニ於テ行ハル、成規ヲ適用スル爲メ必要アルモ申立ヲ爲レタル原告又ハ被告ハ故障ヲ爲スノ權ナシ

原状回復ノ費用ハ相手方ノ不當ナル異議ニ因リ生セサリシモノニ限リ申立人ノ負擔ニ歸ス

第五節　訴訟手續ノ中止及ヒ延引

第二百十七條　原告又ハ被告ノ死亡シタル場合ニ於テ承權人カ訴訟手續ヲ引受クルマテ之ヲ中止ス

引受ヲ遲滯シタルトキハ承權人ヲ其引受ノ

爲メ及ヒ同時ニ本事件ノ辯論ノ爲メ呼出ス
ヿヲ得
呼出ヲ載スル書面ハ承權人其者ニ之ヲ送達
スル其呼出期間ハ裁判長之ヲ定ム
承權人期日ニ出頭セサルトキハ申立ニ因リ其
主張セラレタル承權ヲ自認レタルモノト看
做シ且裁判所ハ辭退ノ判決ヲ以テ承權人カ訴
訟手續ヲ引受ケタリト言渡ス又本事件ノ辯
論ハ故障期間ノ滿了レタル後始メテ之ヲ爲
シ又其期間内ニ故障ヲ申立テタルトキハ其完
結ノ後始メテ之ヲ爲ス

第二百十八條　原告又ハ被告ノ財産ニ付キ破
産ノ開始レタル場合ニ於テハ訴訟手續ハ破
産財團ニ關スルトキニ付キ行ハルヽ規定ニ從ヒ之ヲ引受ケ又ハ破産手續ヲ解止ス
ルマテ之ヲ中止ス

第二百十九條　原告若クハ被告カ訴訟能力ヲ
失ヒ又ハ其法律上代人カ死亡レ又ハ原告若
クハ被告カ訴訟能力ヲ消滅レタルトキハ訴訟手續ハ法律上代人カ其任
務ヲ得スレテ其代理權ノ新法律上代人カ其任務ヲ相手方ニ通知レ又ハ
相手方カ訴訟手續ヲ繼續スルマテ之ヲ中止ス
意思ヲ以テ其代人ニ通知スルマテ之ヲ中止ス

第二百二十條　原告又ハ被告ノ死亡ニ因リ訴訟手續ノ中止スル場合ニ於テ遺産ニ付キ保

管人カ任設セラレタル時ハ第二百十九條ノ成規ヲ適用シ又遺産ニ付キ破産カ開始スル時ハ訴訟手續ノ引受ニ關スル第二百十八條ノ成規ヲ適用ス

第二百二十一條　辯護士訴訟ニ於テ原告若クハ被告ノ辯護士カ死亡シ又ハ其代理ヲ續行スルノ能カヲ失ヒタル時ハ新ニ任設セラレタル辯護士カ其任設ヲ相手方ニ通知スルマテ訴訟手續ヲ中止ス

辯護士カ辯論ノ爲メ呼出シ又ハ之ニ對シ裁判長ノ定ムヘキ期間内ニ新ナル辯護士ノ任設ヲ催告スルヿヲ得其催告ニ應セサル時ハ訴訟手續カ引受ケラレタルモノト看做サルヽ又新ナル辯護士ノ任設ヲ後ニ通知スルマテ通知ノ義務アル原告若クハ被告ニ對スル總テノ送達ハ其原告若クハ被告カ受訴裁判所ノ所在地ニモ又受訴裁判所所在地ノ區裁判所管轄内ニモ住居セサル時ニ限リ郵便ニ交付シテ之ヲ爲スヿヲ得

第百六十一條之ヲ準用ス

第二百二十二條　戰爭又ハ其他ノ事故ニ因リ裁判所ノ行務ヲ止メタル時ハ此情況ノ繼續スル間訴訟手續ヲ中止ス

第二百二十三條　法律上代人ノ死亡シ又ハ其欠缺スル場合ニ於テ第

二百十七條第二百十九條訴訟代人ニ因リ代理カ爲サレタル時又ハ訴訟手續ヲ中止セス然レトモ受訴裁判所ハ訴訟代人ノ申立ニ因リ訴訟手續ノ延引ヲ命シ又死亡ノ場合ニ於テハ相手方ノ申立ニ因リ其延引ヲ命ス

訴訟手續ノ延引ノ時間及ヒ其引受ハ第二百十七條第二百十九條第二百二十條ノ成規ニ從フ又死亡ノ場合ニ於テハ呼出ヲ載スル書面ヲ訴訟代人ニモ送達スルヿヲ要ス

第二百二十四條　原告若クハ被告カ戰時兵役ニ服スル片又ハ官命、戰爭若クハ其他ノ事變ニ因リ受訴裁判所ノ交通ヲ絶タレタル地ニ在ル片ハ受訴裁判所ハ障碍ノ除去セラ

ルヽマテ亦職權ヲ以テ訴訟手續ノ延引ヲ命スルヿヲ得

第二百二十五條　訴訟手續延引ノ申請ハ受訴裁判所ニ之ヲ提出ス其申請ハ裁判所書記ノ面前ニ於テ之ヲ陳述シ其調書ヲ作ラシムルヿヲ得

裁判ハ豫メ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スヿヲ得

第二百二十六條　訴訟手續ノ中止及ヒ延引ハ各期間ノ經過ヲ止メ及ヒ中止又ハ延引ノ終リタル後更ニ全期間ノ經過ヲ始メシムルノ効力ヲ有ス

中止又ヒ延引中本事件ニ付キ原告又ハ被告

ノ爲シタル訴訟行爲ハ他ノ一方ニ對シ法律上ノ効力ヲ有セス

口頭辯論ニ基キテ爲スヘキ裁判ノ言渡ハ此口頭辯論ノ終結シタル後ニ始マリタル中止ニ因リ妨ケラルヽコトナシ

第二百二十七條　中止シ又ハ延引シタル訴訟手續ノ引受及ヒ此節ニ記載シタル通知ハ書面ノ送達ニ因テ之ヲ爲ス

第二百二十八條　原告被告ハ訴訟手續ヲ休止スヘキコトヲ合意スルコトヲ得其合意ハ不可變期間ノ經過ニ影響ヲ及ホサス

口頭辯論ノ爲メノ期日ニ於テ原告被告雙方カ出頭セサルトキハ訴訟手續ハ其一方ヨリ新

ナル呼出狀ヲ送達セムルマテ之ヲ休止ス

第二百二十九條　此節ノ成規又ハ其他ノ法律上ノ規定ニ基キ訴訟手續ノ延引ヲ命スル裁判又ハ之ヲ否ム裁判ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得但拒否ノ場合ニ於テハ即時ノ抗告ヲ爲スコトヲ得

民事訴訟法新草案

第十三回

目次

第三節　採證總則
第四節　人證

三月廿四日配件

第三節　採證總則

第二百五十八條　原告被告ノ各方ハ其攻撃又ハ防禦ノ方法ノ基本タル事實ニ關シ擧證ノ義務アリ

原告ハ其起シタル請求ノ發生ニ必要ナル事實ヲ證シ被告ハ其場合ニ於テ請求ノ發生カ妨ケラルヽ事實又ハ請求カ發生シタル限リ先ツ之ヲ制限シ解止シ若クハ無効トスヘキ事實ヲ要ス又原告被告ノ各方ハ其他ノ攻撃又ハ防禦ノ方法ノ重要ナル基本ヲ成セル事實ヲ證スルヿヲ要ス

第二百五十九條　事實ハ其證スヘキ事實ノ眞偽ヲ推測スルノ起因タル事實ノ提示ニ因リ

之ヲ證セ又ハ駁撃スルヿヲ得

第二百六十條　裁判所ハ民法又ハ此法律ノ規定ニ反セサル限リ辯論ノ全旨趣及ヒ或ル採證ノ結果ヲ斟酌シ事實上ノ主張ヲ眞實ナリト認ムヘキヤ否ノ自由ナル心證ヲ以テ裁判ス

第二百六十一條　損害ノ有無及ヒ其數額又ハ賠償スヘキ利益ノ多寡ニ付キ原告被告間ニ於テ爭アル中ハ裁判所ハ總テノ情狀ヲ斟酌シ其意見ヲ以テ之ヲ裁判ス又豫メ其申立テラレタル採證ヲ命シ又ハ職權ヲ以テ檢證若クハ鑑定人ニ因レル鑑定ヲ命スヘキヤ否及ヒ如何ナル限度ニ於テ之ヲ命スヘキヤハ裁判所ノ意見ニ仕カス裁判所ハ此章第八節ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ原告若クハ被告ヲモ亦證人トシテ訊問スルヿヲ得但他ノ採證カ申立テラレタルト否トヲ問フヿ無シ

第二百六十二條　此法律ノ規定ニ依リ事實上ノ主張カ疏明セラルヘキ場合ニ於テハ判事ノ意見ニ隨ヒ其主張ヲ眞實ナルヘキモノト認メラルヘキヿヲ得

疏明方法ハ又ハ舉證ノ理由ヲ以テ足ル

舉證者ハ採證カ即時ニ爲サルヽヿヲ得ヘキニ限リ之カ爲メ總テノ適法ノ舉證方法ヲ用ユルヿヲ得

舉證者ハ其主張ノ眞實ニ付キ證人トシテ訊

別紙

之ヲ定ム

前條第二號ノ場合ニ於テ推定ニ對シ反證ヲ許スヘキヤ否ハ民法及ヒ此法律ノ成規ニ依ル

第二百六十五條　裁判所ニ於テ自認ノ効力ハ獨立ノ攻撃又ハ防禦ノ方法ヲ包含スル主張ヲ之ニ添附スルニ因テ妨ケラルヽコトナシ

裁判所ニ於ケル自認ハ相手方ノ臨席又ハ其認諾ヲ要セス

裁判所ニ於ケル事實ノ承認カ他ノ附加又ハ制限スル主張ニ因テ自認タルノカヲ失フヘキヤ否及ヒ之ヲ失フヘキ限度ハ總テノ情

問ヲ受クルノ許サル、コトヲ得

第二百六十三條　原告又ハ被告ノ主張シタル事實ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ證スルコトヲ要セス

第一　其事實カ裁判所ニ在テ顯著ナル片

第二　其事實カ民法又ハ此法律ノ規定ニ從ヒ他ノ確定シタル事實ニ因リ推定セラルヘキ片

第三　其事實カ口頭辯論ノ期日ニ於テ又ハ受命判事ノ面前ニ於テ相手方ヨリ自認セラレタル片

第二百六十四條　前條第一號ノ場合ニ於テ事實カ顯著ナリト看做サルヘキヤ否ハ裁判所

況ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第二百六十六條　裁判所ニ於テ心証ヲ自認ハ自認カ眞實ニ適セサルコト又ハ其事實ニ付テノ錯誤ニ起因シタルコトヲ證スル時ニ限リ之ヲ廢罷スルコトヲ得

第二百六十七條　裁判所外ニ於テ又ハ書面又ハ他ノ爭訟ニ於テ爲シタル自認ノ効力ハ判事ノ判定ニ任カス

第二百六十八條　裁判所ハ原告被告ノ申立テ又ハ職權ヲ以テ爭訟關係ニ關シ外國ノ法律ノ規定又ハ內國ノ各地慣習法、

尚ヒ慣習、各地規約又ハ社團規約ニ關シ裁判所カ其原則ヲ知ラサル時ハ原告被告ノ申立ナシト雖モ必要ナル取調ヲ爲スコトヲ得

第二百六十九條　事件ノ關係ヲ他ノ方法ニテ明白ナラシムルコト能ハサル時ハ裁判所ハ職權ヲ以テ檢證又ヒ鑑定人ニ因ル鑑定ヲ命シ且原告被告ヲ證人トシテ訊問スルコトヲ得

第二百七十條　檢證ハ受訴裁判所ニ於テ之ヲ爲ス

第二百七十一條　檢證ヲ通例ノ採證ハ此法律ニ定メタル場合ニ限リ受訴裁判所ノ區裁判所ニ之ヲ命シ又ハ區裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第二百六十三条 証拠ノ申出ノ時間ヲ定メ又ハ定メタル時間ヲ延長シ若クハ伸縮シ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

第二百六十四条 原告被告ノ申立ヲ得又ハ職権ヲ以テ証拠ノ申立ヲ為スヘキ期間ヲ定ムルコトヲ得

第二百六十五条 原告被告ノ申立ヲ得又ハ職権ヲ以テ証拠ノ申立ヲ為スヘキ期間ヲ定メタルトキハ裁判所ハ其期間ヲ伸縮シ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

第二百六十六条 原告被告ノ申立ヲ得又ハ職権ヲ以テ証拠ノ申立ヲ為スヘキ期間ヲ定メタルトキハ裁判所ハ其期間ヲ伸縮シ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

第二百六十七条 原告被告ノ申立ヲ得又ハ職権ヲ以テ証拠ノ申立ヲ為スヘキ期間ヲ定メタルトキハ裁判所ハ其期間ヲ伸縮シ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

第二百六十八条 原告被告ノ申立ヲ得又ハ職権ヲ以テ証拠ノ申立ヲ為スヘキ期間ヲ定メタルトキハ裁判所ハ其期間ヲ伸縮シ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

第二百六十九条 原告被告ノ申立ヲ得又ハ職権ヲ以テ証拠ノ申立ヲ為スヘキ期間ヲ定メタルトキハ裁判所ハ其期間ヲ伸縮シ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

第二百七十条 原告被告ノ申立ヲ得又ハ職権ヲ以テ証拠ノ申立ヲ為スヘキ期間ヲ定メタルトキハ裁判所ハ其期間ヲ伸縮シ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

第二百七十一条 原告被告ノ申立ヲ得又ハ職権ヲ以テ証拠ノ申立ヲ為スヘキ期間ヲ定メタルトキハ裁判所ハ其期間ヲ伸縮シ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

第二百七十二条 原告被告ノ申立ヲ得又ハ職権ヲ以テ証拠ノ申立ヲ為スヘキ期間ヲ定メタルトキハ裁判所ハ其期間ヲ伸縮シ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

第二百七十三条 原告被告ノ申立ヲ得又ハ職権ヲ以テ証拠ノ申立ヲ為スヘキ期間ヲ定メタルトキハ裁判所ハ其期間ヲ伸縮シ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

第二百七十四条 原告被告ノ申立ヲ得又ハ職権ヲ以テ証拠ノ申立ヲ為スヘキ期間ヲ定メタルトキハ裁判所ハ其期間ヲ伸縮シ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

前ニ於テ心得ヲ採證ニ關スル審問書ハ原本ニテ受命判事ヨリ受訴裁判所ニ之ヲ交付シ又ハ送致スル其受領ニ付テハ原告被告ニ之ヲ通知スルヲ要ス

第二百七十五條　採證ニ關スル審問書ハ原本ニテ受命判事ヨリ受訴裁判所ニ之ヲ交付シ又ハ送致ス其受領ニ付テハ原告被告ニ之ヲ通知スルヲ要ス

第二百七十六條　外國ニ於テ爲ス採證ハ外國ノ管轄官廳又ハ其國駐劄ノ公使若クハ領事ニ囑託シテ之ヲ爲ス其囑託書ニハ第百七十五條第百七十六條及ヒ

第二百七十七條　採證ニ對シ不定時間ノ障碍ニ因リ相當ノ期間ヲ定ムルヲ要ス若シ此期間ヲ徒過セシメタルトキハ訴訟手續ヲ遲滯セシメタルトキニ限リ然ラス

第二百七十八條　原告被告ハ採證ノ結果ニ付テ於テ口頭辯論ヲ爲ス

受訴裁判所ニ於テ採證ヲ爲シタルトキハ採證ニ關スル審問書ノ受領後

第二百七十九條　受訴裁判所ニ於テ採證ヲ爲シタルトキハ此辯論ヲ爲ス但裁判所カ新期日ノ指定ヲ相當トシタルトキハ此限ニ在ラス

受命判事又ハ受託判事ノ面前ニ於テ採證ヲ爲シタルトキハ採證ニ關スル審問書ノ受領後

口頭辯論ノ爲メ新期日ヲ定メ
第二百七十九條 原告又ハ被告カ採證ノ結果ニ
基テノ口頭辯論ノ期日ニ出頭セサル時ハ
申立ニ因リ從前ノ辯論ノ旨趣ニ從ヒ且出頭
シタル原告又ハ被告ノ演述ヲ斟酌シテ裁判
ヲ爲ス
其場合ニ於テ出頭シタル原告又ハ被告カ新
ニ申述ヲ提出シタル時ハ出頭セサル原告
又ハ被告ニ對シテハ猶ホ出頭シテ辯論シタ
ルモノト看做シ原告又ハ被告カ相手方ノ申述ニ付キ陳述
ヲ爲サヽル又ハ之ヲ拒ミタル時ノ如キ亦同
原告被告雙方カ出頭セサル時ハ第四百二條

十二

ノ規定ヲ準用ス
第二百八十條 裁判所ハ裁判ヲ爲スニ際シ採
證決定ノ當時ニ因テ顯著ナル事實ニ付テハ證據調ヲ爲
サヽルコトヲ得
第二百八十一條 裁判所ハ事件カ未タ判決ヲ
爲スニ熟セサルトキハ採證ノ補充ヲ決
定スルコトヲ得
原告又ハ被告ノ出頭セサルニ因リ全部又ハ
一部ノ採證ヲ爲スヲ得サル場合ニ於テ其
追完又ハ補充ヲ爲メ許諾ノ手續カ過滯セ
ラレサルトキハ之カ爲メ許諾ノ手續カ過滯セ
タルニ因リテ生シタル費用ハ擧證者カ其過怠ニアラスシ
テ前期日ニ出頭セサリシコトヲ疏明スルニ
限リ裁判所ハ相當ノ期間ヲ定メ
第二百八十一條ノ規定ニ依リ採證ノ決定ヲ取消シ
タルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ之ヲ
命スル

十三

六日の猶予

第二百七十八條 人證

規ヲ設ケ限リハ民事爭訟ニ付キ裁判所ニ於テ
證據ヲ述ブルノ義務アリ

第二百七十九條 原告又ハ被告ノ各方ヨリ豫納
張ヲ證スル爲メ申立ツルトキハ裁判所ハ其主
分、職業及ヒ住所ヲ申立ツルコトヲ要ス

第二百八十條 人命ズ
裁判所ハ採證決定ノ旨趣ニ依リ證人ヲ呼出
ス命ズ

證人ノ呼出狀ニハ左ノ諸件

第二百八十一條 人證
證人ノ呼出狀ニハ左ノ諸件ヲ掲ケルコトヲ要ス

一 證人ノ氏名、身分、職業及ヒ住所

二 原告被告ノ氏名、身分、職業及ヒ住所

三 採證決定ノ旨趣

四 事實

五 證人ノ出頭スヘキ場所、年、月、日及ヒ時ヲ
表示シテ表示シタルモノ

六 出頭セサルトキハ法律ニ依リ處スヘキ懲
罰ノ名稱

七 期日ニ出頭セサルトキハ裁判所ノ送達ヲ
受ケタル日ヨリ期日ニ出頭スヘキ時間ヲ
表示シテ呼出狀ニ送達ヲ受ケタル日ヨリ
三日ノ猶予ヲ與フルコトヲ表示スヘシ

第二百八十二條 人證
證人ハ其申立ノ際又ハ裁判所ノ命ズル期日ニ
於テ其知レタル事實ヲ陳述スヘシ

第二百八十三條 人證
證人ハ其申立ノ際又ハ裁判所ノ命ズル期日ニ
於テ其知レタル事實ヲ陳述スヘシ

第二百八十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百八十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百八十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百八十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百八十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百八十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百九十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百九十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百九十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百九十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百九十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百九十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百九十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百九十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百九十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百九十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百二十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百二十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百二十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百二十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百二十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百二十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百二十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百二十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百二十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百二十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百三十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百三十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百三十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百三十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百三十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百三十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百三十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百三十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百三十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百三十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百四十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百四十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百四十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百四十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百四十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百四十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百四十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百四十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百四十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百四十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百五十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百五十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百五十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百五十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百五十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百五十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百五十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百五十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百五十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百五十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百六十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百六十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百六十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百六十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百六十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百六十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百六十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百六十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百六十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百六十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百七十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百七十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百七十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百七十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百七十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百七十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百七十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百七十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百七十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百七十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百八十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百八十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百八十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百八十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百八十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百八十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百八十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百八十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百八十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百八十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百九十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百九十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百九十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百九十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百九十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百九十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百九十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百九十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百九十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百九十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百二十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百二十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百二十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百二十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百二十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百二十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百二十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百二十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百二十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百二十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百三十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百三十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百三十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百三十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百三十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百三十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百三十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百三十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百三十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百三十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百四十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百五十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百五十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百五十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百五十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百五十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百五十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百五十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百五十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百五十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百五十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百六十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百六十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百六十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百六十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百六十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百六十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百六十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百六十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百六十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百六十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百七十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百七十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百七十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百七十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百七十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百七十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百七十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百七十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百七十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百七十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百八十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百八十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百八十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百八十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百八十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百八十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百八十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百八十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百八十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百八十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百九十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百九十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百九十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百九十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百九十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百九十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百九十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百九十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百九十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第四百九十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百二十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百二十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百二十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百二十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百二十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百二十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百二十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百二十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百二十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百二十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百三十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百三十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百三十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百三十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百三十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百三十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百三十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百三十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百三十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百三十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百四十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百四十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百四十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百四十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百四十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百四十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百四十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百四十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百四十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百四十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百五十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百五十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百五十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百五十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百五十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百五十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百五十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百五十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百五十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百五十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百六十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百六十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百六十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百六十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百六十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百六十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百六十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百六十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百六十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百六十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百七十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百七十一條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百七十二條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百七十三條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百七十四條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百七十五條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百七十六條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百七十七條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百七十八條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百七十九條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第五百八十條 人證
證人ハ正當ノ事由アルニ非サレ

第二百八十六條 現役ノ軍人軍屬ノ訴訟ニ關シ陸軍又ハ海軍ノ軍隊ニ在ル下士官及ヒ其直近上班ノ者ハ司令官廳ノ長官ニ囑託シテ之ヲ守セシムルカ爲メ證人ノ關勤ヲ許スヿヲ得

第二百八十七條 適式ニ呼出サレタル證人ニシテ充分ナル理由ナクシテ出頭セサルモノニ對シテハ其出頭スルニ至ル迄其勞ヲ負ハシメ及ヒ二十圓以下ノ過料ヲ言渡スヿヲ得

證人カ再度出頭セサル場合ニ於テハ更ニ過料ヲ言渡シ又ハ其引致ヲ命スルヿヲ得

第二百八十八條 適式ニ呼出サレタル證人ニシテ充分ナル理由ナクシテ出頭セサルモノニ對シテハ其勞ヲ負ハシメ及ヒ二十圓以下ノ過料ヲ言渡シ又ハ其引致ヲ命スルヿヲ得

證人カ再度出頭セサル場合ニ於テハ更ニ過料ヲ言渡シ又ハ其引致ヲ命スルヿヲ得

第二百八十九條 適式ニ呼出サレタル證人ニシテ充分ナル理由ナクシテ出頭セサルモノニ對シテハ其勞ヲ負ハシメ及ヒ二十圓以下ノ過料ヲ言渡シ又ハ其引致ヲ命スルヿヲ得

證人カ再度出頭セサル場合ニ於テハ更ニ過料ヲ言渡シ又ハ其引致ヲ命スルヿヲ得

第二百九十條 證人ハ抗告ヲ爲スノ權アリ

抗告ハ執行ノ效力ヲ有ス

第二百九十一條 現役ノ軍人軍屬ニ對スル過料ノ言渡及ヒ其執行ハ其軍人軍屬カ等級如何ヲ問ハス軍事裁判所ニ囑託シテ之ヲ爲ス軍人軍屬ノ引致ニ付テモ亦同シ

民事訴訟法草案

第十四回

三月二十日配付

第十節　判決

第百七十條　本事件又ハ爭點ニ特別ノ定結ヲ爲スニ熟スルキハ裁判所ハ終局判決ヲ以テ裁判ヲ爲スト同時ノ辯論及ヒ裁判ヲ求ムル數箇ノ請求ノ中其一ノミカ裁判ヲ爲スニ熟スルキハ亦前項ニ同シ

第百七十一條　同一ノ訴ニ於テ起サレタル又ハ數箇ノ請求ノ中一ノ裁判ヲ爲スニ熟スルキハ裁判所ハ終局判決ヲ以テ裁判ヲ求ムル請求ニ付キ判決ヲ爲ス事件ノ程度ニ隨ヒ一分ノ判決ヲ爲サス然レ𪜈裁判所ハ事件ノ全部ニ付キ判決ヲ相當ナリトセサルキハ之ヲ爲サス

ルコトヲ得

十分ノ判決其モノニ對シテハ特ニ上訴ヲ以
テ不服ヲ申立ツルコトヲ得

削

第三百七十三條　前條ノ規定ハ左ノ場合ニ之
ヲ準用ス

第一　請求ノ一分ノミ又反訴ヲ起シタル場
合ニ於テハ訴若クハ反訴ノミカ裁判ヲ為
スニ熟スル片

第二　被告カ訴ニ於テ主張シタル請求ト法
律上相牽連セサル反對請求ヲ相殺ノ為メ
主張シ訴ノ請求ノミ裁判ヲ為スニ熟スル
片

第二百十三条　一個ノ請求中ノ攻撃若クハ防禦ノ方法又ハ中間ノ争ニ就キ判決ヲ為スニ熟スル片ハ中間判決トシテ之ヲ裁判スルコトヲ得

第三百七十四條　損害賠償ノ訴其他ノ訴

[illegible]場合ニ於テ請求ノ理由及ヒ數
額カ争ハレタルトキハ裁判所ハ先ツ其理由
ニ付キ裁判ヲ為スコトヲ得
請求ノ理由ヲ相當ナリト宣言（ハ上訴ニ關シテハ終局裁判ト看做ス）
シタル判決ハ特ニ上訴ヲ以テ不服ヲ申立
ルコトヲ得、其判決確定ニ至ルマテハ其他ノ争（前條）
續ヲ中止ス然レトモ裁判所ハ申立ニ因リ其數
額ニ付キ辯論スヘキコトヲ命スルコトヲ得
前項末文ノ場合ニ於テハ第三百七十五條第
四項及ヒ第五項ノ規定ヲ準用ス

第三百七十五條　判決ハ辯論セラレタル總テ
ノ攻撃及ヒ防禦ノ方法ヲ包括スルコトヲ要ス
然レトモ數箇ノ獨立ナル攻撃又ハ防禦ノ方法

第廿六条　一個ノ訴又ハ反訴ニ付キ其訴ハ訴ノ原因又ハ其抗辯ヲ抛棄シ又ハ其一方ノ請求ヲ認諾スル片ハ裁判所ハ申立ニ因リ其抛棄又ハ認諾ニ基キ判決ヲ以テ却下又ハ敗訴ノ言渡ヲ為スヘシ

カ主張セラレ其中ノ一箇ヲ功効アリトスル
キハ裁判所ハ其他ノモノヲ判定スルノ義務
ナシ

第三百七十六條　裁判言渡ハ原告ノ起シタル
訴ヲ却下スヘキヤ又ハ訴ノ申立ニ因リ被告
ノ敗訴ヲ判決スヘキヤヲ以テ足レリトセス
又其却下ノ場合ニ於テハ却下セラレタル請
求ヲ又判決言渡ノ場合ニ於テハ被告ノ責ニ
帰スヘキ給付、行為、寛假又ハ不行為ヲ判決式
ニ明確ニ表示スルヲ要ス

第三百七十七條　請求ヲ起スヲ早キニ過キタ
ルノ故ノミヲ以テ其請求カ正當ナラストセ
ラレタルキハ現時ノ却下ノミヲ判決式文ニ

別

第二百八十八條　裁判言渡ハ申立ニ因リテ
之ヲ為ス

裁判所ハ訴訟費用ノ負擔ニ関スル義務ニ限
リ申立アラサルモ判決スルヲ要ス然レトモ
裁判所ハ一分ノ判決ノ費用ノ点ニ付テハ
裁判所ハ一分ノ判決ヲ得ルニ留保ヲ附シ
テ其判決ヲ為スヘキ旨ヲ申立テサルトキ
ハ其判決ノ

第二百八十九條　裁判所ハ口頭辯論ニ臨席シ
タル判事ノミニ依リ判決ヲ為スヘシ
第二百九十條　判決ノ言渡ハ口頭辯論ノ終リ
タル期日ニ於テ之ヲ為シ又ハ直チニ指定セ

ラルヘキ期日ニ於テ之ヲ爲ス但此期日ハ七

日ヲ過クルコトヲ得ス

第二百八十一條　判決ハ判決式文ノ朗讀ニ因リ之ヲ言渡ス（傍線部：判決ハ判決式又ハ之ニ代ルヘキ調書ノ謄本ヲ添ヘテ之ヲ言渡スコトヲ得）

同時ニ裁判理由ノ重要ナル肯趣ヲ言渡ス（傍線部：又ハ其ノ要旨ヲ告知ス）

第二百八十二條　判決言渡ノ効力ハ原告被告及ヒ其法律上代人ノ氏名身分、職業及ヒ住所ノ表示（傍線部：又ハ其ノ要旨ヲ告知ス）

第二百八十三條　判決ノ言渡ハ口頭辯論ニ關與シタル判事ノ面前ニテ之ヲ爲スヲ要ス

判決ハ左ノ諸件ヲ包含スヘシ

第一　原告被告及ヒ其法律上代人ノ氏名身分、職業及ヒ住所ノ表示

第二　訴訟ノ事實關係及ヒ攻撃防禦ノ簡略

第三　裁判ノ理由

第四　裁判ハ判決式又ハ之ニ代ルヘキ調書ノ謄本ヲ添ヘテ之ヲ言渡ス（傍線部：判決式又ハ）

第五　裁判所ノ名稱、裁判ニ參與シタル判事ノ氏名竝ニ其官名及ヒ立會ヲナシタル裁判所書記ノ氏名竝ニ其官名

附記ス

第二百八十四條　判決書ノ原本ニハ裁判ニ參與シタル判事署名捺印又ハ陪席判事署名捺印スルヲ要ス若シ其理由ヲ明示シテ指印スルニ差支アルトキハ其理由ヲ明示シテ裁判長其旨ヲ判決書ニ附記シ裁判長差支ア

七

ルキハ先任ノ陪席判事之ヲ附記ス

判決書ノ原本ハ言渡ノ日ヨリ起算シテ七日内ニ裁判所書記ニ之ヲ交付スルコトヲ要ス

裁判所書記ハ言渡ノ日又ハ原本ヲ領収シタル日ヲ原本ニ附記シ且其附記ニ署名捺印ス

第二百八十五條 原告被告ノ各方ニ判決書ノ謄本ヲ付與スルコトヲ得ス

送達ヲ申立ツルノ旨ヲ記載シタル判決書ノ正本ヲ申立人及ヒ相手方ニ送達スルコトヲ要ス

第二百八十六條 前條ノ判決書ニハ裁判官之ニ署名捺印スヘシ

判決ヲ言渡サント及ヒ未タ其正本、抜書及ヒ

裁判所書記ハ右ノ正本、抜書及ヒ謄本ニ署名捺印シ且裁判所ノ印ヲ捺シテ之ヲ認證スルコトヲ要ス

第二百八十七條 裁判所ハ其言渡シタル判決ニ明白ノ誤謬アルトキハ何時ニテモ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ更正スルコトヲ要ス

更正ノ決定ニハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

更正ノ決定ニハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

第二百八十八條 裁判所ハ判決ノ言渡シタル後其判決ニ脫漏アルトキハ何時ニテモ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ追加ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ其言渡シタル判決ニ脫漏アルトキハ何時ニテモ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ追加ヲ爲スコトヲ得

追加ノ判決ニハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

追加ノ判決ニハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

第二百八十九條　主メル請求若シハ附帶ノ請求又ハ費用ノ全部若クハ一分ヲ裁判ニ際シ脫漏シタルトキハ申立ニ因リ追加ノ裁判ヲ以テ判決ヲ補充スルコトヲ要ス

追加裁判ノ申立ハ遲クトモ判決ノ言渡後直チニ爲サレサルトキハ遲クトモ其判決書ノ正本ヲ送達シタル日ヨリ起算シテ七日ノ期間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

其申立ニ付テハ直チニ又ハ新期日ヲ定メテ口頭辯論ヲ爲スコトヲ要ス其辯論ハ爭訟ノ完結セラレサル部分ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

又其申立ニ付テハ期日ニ原告被告ノ雙方又ハ其一方出頭セサルトキト雖モ裁判ヲ爲スコトヲ要ス出頭シ

未定

第二百八十條　原告又ハ被告カ故障ナク申立ノ日ニ於ケル口頭辯論ニ出頭セサルトキハ裁判所ハ其申立ニ從ヒ缺席判決ヲ爲スコトヲ得

第二百八十一條　缺席判決ニ對スル不服ノ申立ハ判決書又ハ第二百八十條第三項ノ調書ノ送達ノ日ヨリ二週間ノ不變期間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二百八十二條　缺席判決ニ對スル不服ノ申立ハ其判決ヲ爲シタル裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二百八十三條　缺席判決ニ對スル不服ノ申立ハ其理由ノ確定ノ爲メニ必要ナル事實ヲ表示シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二百八十四條　缺席判決ニ對スル不服ノ申立ニハ第二百八十七條第二項及ヒ第二百八十八條ノ規定ヲ準用ス

第二百八十五條　缺席判決ニハ第三百八十六條及ヒ第三百八十

七條ノ規定ヲ準用ス

第一節 口頭闕席判決

第[illegible]百[illegible]十[illegible]條 口頭辯論ノ期日ニ原告又ハ被告カ出頭セサル場合ニ於テ出頭シタル相手方カ闕席判決ヲ申立ツルトキハ此判決ヲ為ス

第[illegible]百[illegible]十五條 出頭セサル一方カ原告ナルトキハ裁判所ハ[illegible]請求ヲ抛棄シタルモノト看做シ其訴ヲ却下スル闕席判決ヲ以テ言渡スコトヲ要ス

第[illegible]百[illegible]十[illegible]條 出頭セサル一方カ被告ナルトキハ裁判所ハ被告[illegible]被告[illegible]原告ノ事實上ノ口頭提[illegible]ヲ自認シタルモノト看做ス

前項ノ理由ニ基キ原告ノ提出シ其起シ[illegible]請求ヲ正當ト為ス[illegible]闕席判決ヲ以テ被告ノ敗訴ヲ言渡シ又其[illegible]キハ原告ノ訴ノ却下ヲ言渡スコトヲ要ス

第[illegible]百[illegible]十[illegible]條 又訴ノ場合ニ於テ反訴原告トシテ出頭セサル被告ニ對シ第[illegible]百[illegible]十[illegible]條ノ規定ヲ準用シ又反訴被告トシテ出頭セサル原告ニ對シテハ第[illegible]百[illegible]十[illegible]條ノ規定ヲ準用ス

第[illegible]百[illegible]十[illegible]條 原告又ハ被告ニ[illegible]出頭スルモ陳述ヲ為サヽルモノ又ハ其陳述ヲ為サヽル前ニ第[illegible]百五十[illegible]條又ハ第二百五十[illegible]條ハ

規定ニ依リ仕意ニ退廷
拒ミタルトキ又ハ
出頭セサルトキ如
シ

第二百七十八條 原告又ハ被告カ辯論ヲ爲
スニ付キ證書又ハ其發セラレタ
ル問ニ付キ陳述ヲ爲サスト雖モ此節ノ規定
ヲ適用セス

第二百七十九條 左ノ場合ニ於テハ裁判所ハ
申立ニ因リ出頭ニ
ノ原告又ハ被告ニ
申立ヲ却下シ又ハ
ヲシテ口頭辯論ノ新期日
ヲ呼出シテ口頭
ヲ要シ但其却下ニ
對シ抗告ヲ爲スヲ
得ス

第一 出頭ニ
出サルトキ

第二 出頭セサル原告又ハ被告カ天災若ク
ハ其他避ク
ヘカラサル事變ニ因リ其出頭
ヲ妨ケラレタル
情況ヲ知レタル
トキ

第三 口頭辯論ノ新期日ニ
出頭シタル原告又ハ被告カ裁判ノ爲
メ重要ナル事實上ノ陳述ヲ爲サス又ハ其
ヲ義出セス且出頭
セサル原告若ク
ハ被告ニ
適當ナル時ニ送達
シタル申立ヲ提出
セサル原告若ク
ハ被告ニ
第三號ノ場合ニ
於テハ出頭セサル原告又
ハ被告カ新提出
ノ期日ニ
送達シタル調書又ハ書面ノ送
ニ必要ノ期間ヲ有スル様
十五

十四

十六

大外ル新期ニ文ヲ呼出ス口ヲ要ス

第二百八十三條　證人ノ出頭ヲサセシメカ後ニ於テ其疏明セラレタル事件ノ理由ヲ以テ充分ニ辨解セラレタルトキハ過料ノ言渡ヲ廢止スルノ要ヲ不ス

證人ノ屆出又ハ出頭ヲ怠リタルトキハ決定ヲ以テ之ニ過料ヲ科スルノ申請ヲ廢止スルノ書面又ハ口頭ヲ以テ其事件ノ審問ヲ延期スルノ申請ヲ爲スコトヲ得

第二百八十四條　皇族及ヒ勅任官ハ其所在ニ就キ受命判事又ハ受託判事之ヲ訊問ス

第二百八十五條　左ノ者ハ證據ヲ述フルヲ拒ムコトヲ得

第一　刑法第百十四條又ヒ第百十五條ノ親屬

第二　原告又ハ被告ニ後見セラルヽ者

「裁判長ハ前項ノ申出ニ異議アル場合ニ於テハ其ノ理由ノ当否ヲ決スル権利ヲ有スルモノトス」

第二百九十六條　左ノ者ハ證人ト為ルコトヲ得ス

第一　公事ニ関シ官吏又ハ公吏タリシ者ハ其職務上黙秘スルノ義務アル情況ニ付キ公官吏又ハ公吏タリシ者ノ諸件ニ付テ證據ヲ述フルヲ拒ムコトヲ得

第二　醫師藥商穩婆辯護士公證人及ヒ教導職カ其役目身分又ハ職業ノ爲メ委託ヲ受ケタルニ因テ知リタル事實ニシテ其黙秘ヲ以テ利益ヲ受クヘキモノニ付キ

第三　問ノ答辯カ證人又ハ前條ニ掲ケタル其親屬ノ恥辱ニ歸スルカ又ハ其刑事上ノ訴追ヲ招クノ恐アル時ハ其問ニ付キ

第四　問ノ答辯カ證人又ハ前條ニ掲ケタル其親屬ニ對シ直接ニ財産權上ノ損害ヲ生セシムヘキ時ハ其問ニ付キ

第五　證人カ技術又ハ職業ノ機密ヲ公ニスルニアラサレハ答辯スルコトヲ能ハサル問ニ付キ

第二百九十七條　證人ハ左ノ事項ニ付テハ第二百九十六條第四號ノ規定ヲ適用セスシテ證ヲ述フルヲ拒ムコトヲ得ス

第一　家族ノ出産、婚姻又ハ死亡

第二　家族ノ關係ニ因リ生スル財産事件ニ關スル事實

（一）前条第二項ノ場合ニ於テ原告又ハ被告ノ前主又ハ其代人ト雖モ其訴訟ノ係属中権利関係ニ関スルモノヲ譲リ受ケタルトキハ裁判所ハ其譲受人ヲ訴訟ニ参加セシムルコトヲ得ス」

第二百九十三條　人カ其訴訟ノ當事者ト爲ルヘキ權利ヲ有スルトキハ其訴訟ノ全部又ハ一部ニ付證據ヲ保全スル爲メ豫メ證據調ヲ爲スコトヲ申立ツルコトヲ得

第二百九十四條　訴訟ノ當事者ハ證據ヲ提出スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

第二百九十五條　證人カ其訴問ノ當期日ニ出頭セサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ其證人ニ對シ七日ノ期間内ニ出頭スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第二百九十六條　證人カ前條ノ決定ニ對シ七日ノ期間内ニ出頭セサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ其證人ニ對シ百圓以下ノ過料ニ處シ且其出頭ヲ得サルニ因リテ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得

第二百九十七條　證人カ正當ノ理由ナクシテ證言ヲ拒絶シタルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ其證人ニ對シ百圓以下ノ過料ニ處シ且其拒絶ニ因リテ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得

第二百九十八條　證人カ正當ノ理由ナクシテ宣誓ヲ拒絶シタルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ百圓以下ノ過料ニ處シ且其拒絶ニ因リテ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得

第二百九十九條　證人カ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ千圓以下ノ過料ニ處ス

第三百條　權利行爲ヲ成スノ際親属ノ關係ニ在ルニ因リ證人トシテ立會フタル者又ハ其成立及ヒ旨趣ニ付證人トシテ訊問セラレタル者ハ其訊問ノ當期日ニ於テ其證言ヲ拒ムコトヲ得

第三百一條　親属自身カ原告又ハ被告ノ前主又ハ其代人トシテ爲シタル行爲ニシテ爭アルトキハ其親属ハ證人トシテ訊問セラレタル當期日ニ於テ其拒絶ノ理由タル事實ヲ明示シ且之ヲ疏明スルコトヲ要ス

第三百二條　證人カ其拒絶ノ理由ヲ疏明シタルトキハ期日ニ出頭スルノ義務ナシ

裁判所書記ハ拒絶ノ當否ニ付證據ヲ述ヘサルヲ得ス

第二百九十四條　裁判所ハ訴訟ノ當事者ヲ審訊シテ爭点ニ關スル事實ニ付證據調ヲ爲スヘキ期日ヲ定メ又ハ其期日ヲ變更シ若クハ其期日ニ於テ證據調ヲ爲スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得但シ裁判所ハ相當ト認ムルトキハ證據調ヲ爲スヘキ期日ヲ定メス又ハ其期日ヲ變更シ若クハ其期日ニ於テ證據調ヲ爲スヘキ旨ヲ命セスシテ證據調ヲ爲スコトヲ得

第二百九十五條　證人又ハ鑑定人ハ裁判所ニ於テ原告又ハ被告ヲ審問スル場合ニ於テ證人カ拒絶ヲ爲シ又ハ鑑定人カ正當ノ理由ナクシテ鑑定ヲ拒絶シタルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ其證人又ハ鑑定人ニ對シ百圓以下ノ過料ニ處シ且其拒絶ニ因リテ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得

第二百九十六條　證人又ハ鑑定人カ前條ノ決定ニ對シ七日ノ期間内ニ抗告ヲ爲スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

第二百九十七條　證人又ハ鑑定人カ前條ノ決定ニ對シ七日ノ期間内ニ抗告ヲ爲サス又ハ抗告ヲ棄却セラレタルトキハ其證人又ハ鑑定人ハ決定ヲ以テ百圓以下ノ過料ニ處シ且抗告ニ因リテ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得

第二百九十八條　證人又ハ鑑定人カ正當ノ理由ナクシテ宣誓ヲ拒絶シタルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ百圓以下ノ過料ニ處シ且其拒絶ニ因リテ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得

第二百九十九條　證人又ハ鑑定人カ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ千圓以下ノ過料ニ處ス

第三百條　權利行爲ヲ成スノ際親属ノ關係ニ在ルニ因リ證人トシテ立會フタル者又ハ其成立及ヒ旨趣ニ付證人トシテ訊問セラレタル者ハ其訊問ノ當期日ニ於テ其證言ヲ拒ムコトヲ得

第三百一條　親属自身カ原告又ハ被告ノ前主又ハ其代人トシテ爲シタル行爲ニシテ爭アルトキハ其親属ハ證人トシテ訊問セラレタル當期日ニ於テ其拒絶ノ理由タル事實ヲ明示シ且之ヲ疏明スルコトヲ要ス

第三百二條　證人カ其拒絶ノ理由ヲ疏明シタルトキハ期日ニ出頭スルノ義務ナシ

裁判所書記ハ拒絶ノ當否ニ付

示ナクシテ拒ミ又ハ其申立テタル理由カ確
定ニ棄却セラレタル後ニ拒ミタル牛ハ申立
ヲ要セスシテ決定ヲ以テ証人ニ対シ其拒絶
ニ因テ生シタル費用、賠償ノ義務及ヒ四十圓
以下ノ過料ヲ言渡ス
証人ハ費用、賠償ノ義務及ヒ過料ノ言渡ニ対
シ七日ノ期間内ニ抗告ヲ為スノ権アリ其抗
告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス
軍人軍属ニ対スル過料ノ言渡及ヒ執行ハ其
軍人軍属ノ等級如何ヲ問ハス軍事裁判所ニ
嘱託シテ之ヲ為ス

第二百九十六條　証人又ハ其申立テタル理由カ確
定セサル証人又ハ其理由ヲ明示セスシテ証據
ヲ述フルヲ拒ミ又ハ其申立テタル理由カ確定ニ棄却セラレタル後ニ拒ミタル証人ニ対シ挙証者ハ特別ノ訴ヲ以テ之カ為メ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルヲ得此場合ニ於テハ反対ノ証明アルマテハ証人ノ證スヘキ事實ハ証人之ヲ証シ得ヘキモノト看做サス

第二百九十七條　各証人ハ其携帯スヘキ呼出状又ハ其他適當ノ方法ヲ以テ其人違ナラサルノタル後其訊問前宣誓シ且宣誓ハ特別ノ理由アル牛殊ニ其許否ニ付キ疑惑ノ存スル牛ハ訊問ノ終ルマテ之ヲ

第二百九十七條 第二百九十八條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲サシメスシテ訊問シタル證人ハ前條ノ例ニ從ヒ眞實ヲ述ヘサルノ誓ヲ爲スコトヲ得

第二百九十八條 第二百九十七條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル證人ハ訊問ニ先チ前條ノ例ニ從ヒ眞實ヲ述ヘサルノ誓ヲ爲スコトヲ得

第二百九十九條 證人ハ第二百九十八條ノ宣誓ヲ爲シタル者ニ對シ爲證ノ罰ヲ適當ナル方法ニテ諭示スルコトヲ得

第三百條 證人ハ第二百九十八條乃至第二百九十九條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ拒ミタル者ニ對シ其取扱ヲ爲スヘキ裁判所ノ決定ヲ爲スコトヲ得

第三百一條 左ノ者ハ宣誓ヲ爲サシメスシテ訊問スルコトヲ得

第一 參考ノ爲メ之ヲ訊問スルノ必要アルトキ

第二 訊問ノ時未タ滿十六歲ニ至ラサル者又ハ精神上ノ發達ヲ缺ク者

第三 刑事上ノ判決ニ因リ公權ヲ永久又ハ時限ヲ以テ喪失シタル者

第四 第二百八十九條第二百九十條及ヒ第二百九十一條ノ規定ニ依リ證據ヲ述フルコトヲ拒絶スルコトヲ得

第三百二條 第二百八十六條ノ規定ニ依リ證人ニ對シテ權利ヲ行用セサルコトヲ勸告スルニ當リ裁判所ハ後ニ審訊セラルヘキ證人ノ在ラサル處ニ於テ各別ニ之ヲ訊問スル場合ニ於テ其供述互ニ齟齬スル場合ハ之ヲ對

貴セシムルヲ得

ラ十

書記

民事訴訟法草案

第十五回

四月七日配付

第二百廿五条　闕席判決ノ申立ヲ棄却スル決定ニ對シテハ即時ノ抗告ヲ爲スコトヲ得其決定ヲ取消サレタルトキハ出頭セサリシ

原告又ハ被告カ新期日ノ呼出ヲ受ケタル場合ニ於テ

第二百廿六条　訴訟ノ準備ノ爲ノ期日ニ出頭セサリシ

トキハ其期日ニ於テ提出シタル攻撃又ハ防禦ノ方法ハ

第一　故ナクシテ之ヲ延期セシメタルトキ

第二　出頭セサル

トキハ其出頭ノ終了シタル場合ニ於テ原告又ハ被告カ

本事件ニ付テ

第一　原告又ハ被告カ口頭辯論ノ延期セラレタル期日又ハ口頭辯論ノ續行ノ爲メ定メラレタル期日ニ出頭セサルトキ

第二　妨訴ノ抗辯ニ付キ別ニ爲シタル辯論ノ終了シタル場合ニ於テ原告又ハ被告カ本事件ニ付テ口頭辯論ノ爲メ定メラレタル期日ニ出頭セサルトキ

第三　請求ノ基本ニ付キ豫メ裁判ヲ爲シタル場合ニ於テ原告又ハ被告カ數額ニ付テノ口頭辯論ノ爲メ定メラレタル期日ニ出頭セサルトキ

第四百一條　前數條ノ規定ハ左ノ場合ニ之ヲ準用ス

別

出頭セサル原告又ハ被告カ前ニ爲シタル申
述ハ關席判決ヲ發スルニ際シ之ヲ斟酌セス
右第一號ノ規定ハ第二百四十二條及ヒ第二
百四十三條ノ規定ニ依リ分離シテ辯論ヲ爲
シ且其辯論終了シタル場合ニハ之ヲ適用セ
ス

別

第四百二條　口頭辯論ノ期日ニ原告被告ノ雙
方カ出頭セサル片ハ原告又ハ被告ヨリ口頭
辯論ノ新期日ノ指定ヲ申立ツルマテ訴訟手
續ヲ休止ス
其申立カ一个年ノ期間内ニ爲サレサル片ハ
訴及ヒ被告ノ起シタル反訴ハ取下ケラレタ
ルモノト看做サル

此規定ハ此法律ニ
ハ口頭辯論ノ爲メ
ニ之ヲ適用ス

第四百三條　關席判
吉ハ此判決ニ對シ
故障ノ申立ノ期間
故障申立ノ期間ハ
判決書ノ送達ヲ受
送達カ
關席判決ニ於テ別
經スシテ爲シタル
關席判決ニ於テ故
ノ申立ハ書面ヲ
之ヲ爲ス

故障申立ハ判決ノ
送達ヲ受ケタル日
ヨリ二週間ノ不變
期間内ニ之ヲ爲ス
故障ノ申立ハ書面
ヲ以テ之ヲ爲ス

又ハ公ノ秩序ニ關スル事項ニ付キ

期間ヲ定メテ
申立ヲ爲スヘキ
ヲ命スル判決
ハ其期間ノ滿
了ノ日ヨリ起
算ス

第四百四條　故障ノ
ル判決ノ成規ナキ限リ
ル總テノ期日

第四百五條　關席判
ル判決ノ送達ヲ受ケ
ル日ヨリ二週間ノ不
故障ノ申立ハ書面
之ヲ爲ス

第四百六條　故障ノ
ル判決ノ送達ヲ受ケ
ル日ヨリ二週間ノ不
故障ノ申立ハ書面
之ヲ爲ス

其書面ニハ左ノ諸件ヲ掲クルヲ要ス

第一　故障ノ申立ヲ受クル關席判決ノ表示

第二　此判決ニ對シ故障ヲ申立ツルノ陳述

其書面ニハ著ク原告又ハ被告ヨリ準備書面ニ差出サントシ又ハ本事件ニ付テノ口頭辯論ノ準備ノ爲メ必要ナル事項ヲモ亦掲クルヲ要ス若シ然ラサルトキハ故障ノ申立ハ効ナキモノトス

第四百五條　許スヘカラサルトノ判然ナル故障又ハ法律上ノ方式及ヒ期間ニ於テ申立テサル故障ハ訴訟指揮上ノ命令ヲ以テ之ヲ却下ス

第四百六條　前條ノ場合ヲ除クノ外故障ニ付キ口頭辯論ノ新期日ヲ定メ原告被告ノ雙方ヲ呼出ス

第四百七條　裁判所ハ故障カ許サルヘキヤ否又故障カ法律上ノ方式及ヒ期間ニ於テ申立テラレタルヤ否ヲ審査スルノ職權ヲ以テ審査スルヲ要ス

若シ此要件ノ一カ缺クルトキハ判決ニ因リ故障カ適法ナルトキハ訴訟ハ關席ノ程度ニ復スヘシ

第四百八條　故障ノ申立ハ判決ノ執行ヲ停止セス

第四百九條（新辯論ニ基キ事件其モノニ於テ裁判ヲ爲スヘキ裁判所ノ判決ニ對シ其裁判所ニ於テ缺席判決ヲ言渡シタル裁判所ニ於テ缺席判決ヲ爲シタル場合ニ於テハ新判決ニ依リ缺席判決ノ廢止ヲ宣言スルノ限リニ非ス）

第四百十條　缺席判決ヲ爲シタル裁判所ニ於テ生シタル費用ハ相手方ノ不正ノ行爲又ハ故障ノ爲メニ生シタルトキハ缺席判決ヲ爲シタル裁判所ニ於テ生シタル費用ハ合一ニ於テモ其缺席判決ヲ變更スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テモ其缺席判決ヲ爲シタル原告又ハ被告ニ之ヲ負擔セシムルノ限リニ非ス

第四百十一條　故障ヲ申立テタル原告又ハ被告カ口頭辯論ノ新期日ニ出頭セサルトキハ第四百八條ノ規定ニ從ヒ其申立ヲ取下ケタルモノト看做ス

出頭シタル場合ニ於テ本案ニ付辯論ヲ爲サス又ハ辯論ヲ爲スモ本案ニ付何等ノ申立ヲ爲ササルトキ亦同シ

第四百十二條　故障ノ申立ハ判決ノ執行ヲ停止スルノ效力ヲ有セス但裁判所ハ申立ニ因リ假ニ執行ヲ停止スルコトヲ命スルコトヲ得

第四百十三條　故障ノ申立ハ新判決ニ對シテハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス

第四百十四條　故障期間ヲ懈怠シタル原告又ハ被告カ其過怠ニ因リ法律上ノ期間内ニ故障ノ申立ヲ爲サルコトヲ妨ケラレタルトキ又ハ被告カ其過怠ニアラスシテ送達ヲ知ラサルトキ非常故障ヲ申立ツルノ期間ハ

（裁判ノ效力ヲ有セサル場合）

第四百十五條　缺席判決ハ左ノ場合ニハ其效力ヲ有セス

一　原告又ハ被告カ天災又ハ其他避クヘカラサル事變ニ因リ法律上ノ期間内ニ故障ノ申立ヲ爲サルコトヲ妨ケラレタルトキ

二　原告又ハ被告カ其過怠ニアラスシテ送達ヲ知ラサルトキ

非常故障ヲ申立ツルノ期間ハ

七日トス此期間ハ障碍カ止ミタル日又ハ原
告若クハ被告カ關係判決書ノ送達ヲ知リタ
ル日ヨリ以テ始マル
懈怠シタル故障期間ノ終ヨリ起算シテ一个
年ノ滿了シタル後ハ最早非常故障ヲ申立ツ
ルヿヲ許サス

第四百十四條　非常故障ヲ申立ツル書面ハ第
四百四條ノ要件ニ相當シ且非常故障ノ原由
タル事實ヲ明示スルヿヲ要ス

第四百十五條　其他ノ訴訟手續ニハ第四百五
十一條ノ規定ヲ準用ス然レトモ
其申立人ハ相手方ノ陳述アルモ之ニ拘ハラ
ス非常故障ノ理由タル事實ヲ疏明スルヿヲ

要ス

非常故障ノ許否ニ付テノ訴訟手續ハ本事件
ニ於テノ訴訟手續ト之ヲ併合スルヿヲ得

大清光緒新法令

第十六回

四月十日

第三百〇〇條　証人ノ訊問ハ其ノ身分、職業及ヒ住
所、年齢、氏名ヲ問フ事ヲ得
但シ証人ニ対シ又必要アル場合ニ於テハ其事件ニ於ケル信否ニ関スル情況ニ付キ
ノ問ヲ発シ提出シタル物件ヲ示シ其他適当ト認ムル方法ヲ以テ訊問スルコトヲ得

第三百〇一條　証人ニハ其訊問事項ニ付キ知リ
タルモノヲ連續シテ述ヘシムル丁ヲ要ス
証人ノ供述ヲ明白及ヒ完全ナラシメ且其ノ
知覚ノ基本ヲ穿鑿スル為メ已ムヲ得サル場合
ニハ尚ホ其他ノ問ヲ發スル丁ヲ要ス

第三百〇二條　証人ニハ其供述ノ調書ヲ朗讀シ
又ハ其他ノ覧書ヲ朗讀シ又ハ其記憶ヲ喚起スル為メ必要ト認ムル事項ノ明示ヲ許サス又証人ノ

書面ヲ以テ其供述ヲ完全ニ之ヲ調書ニ記載シ且証人ヲシテ之ヲ読聞カセ又ハ閲覧セシメ其訓誡ヲ為シ且宣誓セシメタル後ニ之ニ署名拇印セシムルヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ調書ニ記載シタル証人ノ供述ハ公判期日ニ於テ其証人ヲ尋問シタルモノト同一ノ効力ヲ有ス

第三百五十五条　裁判所ハ検察官、被告人又ハ弁護人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ証拠調ノ為メ必要アリト認ムルトキハ裁判所又ハ裁判長ニ於テ証人ノ尋問ヲ他ノ地方裁判所ノ判事ニ嘱託スルコトヲ得

第三百五十六条　証人ニ対シ自ラ尋問ヲ発スルコトヲ得ル者ハ裁判長ノ許可ヲ得テ陪席判事ヲシテ尋問ヲ発セシムルコトヲ得

第三百五十七条　陪席判事ハ裁判長ノ許可ヲ得テ証人ニ対シ自ラ尋問ヲ発スルコトヲ得

第三百五十八条　各証人ノ供述ハ完全ニ之ヲ調書ニ記載シ且証人ヲシテ其供述ヲ完全ニ之ヲ承認セシメタル後ニ宣誓セシタルヤヲ明記スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ調書ニ記載シタル証人ノ供述ハ公判期日ニ於テ其証人ヲ尋問シタルモノト同一ノ効力ヲ有ス

第三百五十九条　裁判所ハ調書中其訊問及ヒ其宣誓又ハ不宣誓ニ関スル部分ヲ証人ニ読聞セ又ハ閲覧セシメ其為メ要用ナリト認ムルトキハ証人ニ対シ其訊問ヲ発スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ証人ハ読聞又ハ閲覧ノ際変更及ヒ追加ヲ求ムルコトヲ得裁判所書記ハ証人カ変更及ヒ追加ヲ求メタル旨ト共ニ其変更及ヒ追加ヲ調書ノ末尾又ハ縁遍ニ附記シ之ヲ証人ニ読聞セ又ハ閲覧ノ為メ之ヲ証人ニ提示スルコトヲ要ス

第三百五十五条乃至第三百五十九条ノ規定ハ

第五 其他裁判所ガ再訊問ヲ必要トスル時

用スル

第三百八十五條 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ證人ノ再訊問ヲ命スルコトヲ得

第一 證人カ法律上ノ規定ニ從ヒ訊問セラレサリシ時

第二 證人カ完全ニ訊問セラレサリシ時

第三 證人ノ供述カ不明又ハ兩義ナル時

第四 證人カ其供述ノ補充又ハ更正ノ為メ訊問セラレンコトヲ申立ツル時

第三百八十六條 裁判所ハ左ノ場合ニ於テ證人ヲ訊問セムカ為メ要用ナル時ハ證人ヲ其場所ニ就キ訊問スルコトヲ得

第一 證人カ疾病又ハ其他ノ事由ノ為メ受訴裁判所ニ出頭スルコト能ハサル時

第二 證人カ受訴裁判所ノ在ル地ニ在ラサル時

第三 證人カ受訴裁判所ノ在ル地ニ在リテ其受訴裁判所ニ出頭スルコト不相應ノ時

若シ證人カ受命裁判事又ハ受託裁判事ノ面前ニ出ツルコト能ハサル時ハ證人ノ所在地ニ就キ訊問ヲ為ス

第三百八十七條 第二百八十五條及ヒ第二百八十六條ニ掲ケタル證人ニ對スル受訴裁判所ノ權ハ受命裁判事又ハ

受託判事ニモ属ス

証人カ受命判事又ハ受託判事ノ面前ニ於テ
総テ示シタル証據ヲ述フルヿヲ拒ミ又ハ宣誓ヲ拒ミ
又ハ職権上ニテ若クハ原告被告ノ一方ノ申
立ニテ發セラレタル問ニ答フルヿヲ拒ムキ
ハ此拒絶ノ正否ニ付テノ裁判ハ受訴裁判所
ニ属ス

受命判事又ハ受託判事カ原告若クハ被告ヨ
リ申立テラレタル問ヲ發スルヿヲ否ムキハ
原告若クハ被告ハ受訴裁判所ノ裁判ヲ求ム
ルヿヲ得

第三百廿八條　證人カ第三百廿七條ノ場合ニ於テ
受命判事又ハ受託判事ノ再訊問ニ
モ猶ホ其證言ヲ拒ムトキハ受訴裁判所ハ
其意見ヲ以テ之ヲ命

第三百廿九條　證人ハ旅費ノ辨償及ヒ其出
頭ニ付キ旅行ヲ要スル日ノ辨償ヲ請
求スルヿヲ得又證人ハ其訊問アリタル期日
ノ終リタル後直ニ其領収ヲ為シ金額ヲ
定ヲ求ムルヿヲ得

其確定ハ訊問ヲ指揮スル裁判所又ハ判事ノ
費額表ニ準據シテ之ヲ為ス其確定ニ対
ハ不服ヲ申立ツルヿヲ得

第四編

第一章 総則

第一節 通則

第一条 この法律は、国民の権利義務に関する事項について、裁判所の判断を求めるときに適用する。

第二条 この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

第三条 裁判所は、この法律の適用に関し疑いがあるときは、職権で、その旨の裁判をしなければならない。

第四条 裁判所は、この法律の適用に関し疑いがあるときは、職権で、その旨の裁判をしなければならない。

第五条 裁判所は、この法律の適用に関し疑いがあるときは、職権で、その旨の裁判をしなければならない。

第六条 裁判所は、この法律の適用に関し疑いがあるときは、職権で、その旨の裁判をしなければならない。

第七条 裁判所は、この法律の適用に関し疑いがあるときは、職権で、その旨の裁判をしなければならない。

第八条 裁判所は、この法律の適用に関し疑いがあるときは、職権で、その旨の裁判をしなければならない。

第九条 裁判所は、この法律の適用に関し疑いがあるときは、職権で、その旨の裁判をしなければならない。

第十条 裁判所は、この法律の適用に関し疑いがあるときは、職権で、その旨の裁判をしなければならない。

第二節 定義

第十一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国民 日本国籍を有する者をいう。

二 裁判所 最高裁判所及び下級裁判所をいう。

三 判決 裁判所が訴訟について終局的に判断を示すものをいう。

四 決定 裁判所が訴訟について終局的に判断を示すもの以外のものをいう。

五 命令 裁判所が訴訟について終局的に判断を示すもの以外のものをいう。

六 証拠 裁判所が事実を認定するために用いるものをいう。

七 証拠方法 証拠となるべき人又は物をいう。

八 証拠資料 証拠方法を調べることによって得られる内容をいう。

九 証拠能力 証拠として用いることができる資格をいう。

十 証明 裁判所が事実について確信を得ることをいう。

十一 疎明 裁判所が事実について一応確からしいという心証を得ることをいう。

十二 当事者 訴えを提起した者及びその相手方をいう。

十三 原告 訴えを提起した者をいう。

十四 被告 訴えを提起された者をいう。

十五 訴訟代理人 当事者のために訴訟を行う者をいう。

十六 弁護士 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第四条の規定により弁護士の資格を有する者をいう。

十七 法定代理人 当事者のために訴訟を行う権限を有する者をいう。

十八 補佐人 当事者又は訴訟代理人とともに出頭して陳述をする者をいう。

十九 訴訟能力 当事者又は訴訟代理人として訴訟を行うことができる資格をいう。

二十 訴訟無能力者 訴訟能力を有しない者をいう。

二十一 訴訟行為 訴訟において裁判所又は当事者が行う行為をいう。

二十二 訴訟手続 訴訟において裁判所又は当事者が行う訴訟行為の一連の過程をいう。

二十三 訴訟記録 裁判所書記官が作成する調書その他訴訟に関する書類をいう。

二十四 期日 裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた日時をいう。

二十五 期間 裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた一定の時間をいう。

二十六 送達 裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

二十七 公示送達 裁判所が訴訟に関する書類を裁判所の掲示場に掲示することをいう。

二十八 上訴 裁判に対して不服を申し立てることをいう。

二十九 控訴 第一審の判決に対する上訴をいう。

三十 上告 控訴審の判決に対する上訴をいう。

三十一 抗告 決定又は命令に対する上訴をいう。

三十二 再審 確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

三十三 確定 裁判が通常の不服申立てによって取り消すことができなくなることをいう。

三十四 執行 確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

三十五 債務名義 執行力のある確定判決その他法律で定めるものをいう。

三十六 強制執行 債務名義に基づいて債務者の財産に対して行う執行をいう。

三十七 仮差押え 金銭の支払を目的とする債権について、強制執行を保全するために債務者の財産を仮に差し押さえることをいう。

三十八 仮処分 金銭の支払を目的としない債権について、強制執行を保全するために債務者の財産を仮に処分することをいう。

三十九 保全執行 仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

四十 担保 債務の履行を確保するために提供するものをいう。

四十一 供託 金銭、有価証券その他の物を供託所に預けることをいう。

四十二 供託所 法務局又はその支局をいう。

四十三 登記 不動産に関する権利を登記簿に記載することをいう。

四十四 登記簿 登記を記載する帳簿をいう。

四十五 戸籍 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより作成される戸籍をいう。

四十六 住民票 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の定めるところにより作成される住民票をいう。

四十七 印鑑 印鑑登録証明書に記載されている印鑑をいう。

四十八 署名 自己の氏名を書くことをいう。

四十九 押印 印鑑を押すことをいう。

五十 署名押印 署名及び押印をいう。

第三節 期間

第十二条 期間は、日、週、月又は年で定める。

第十三条 期間を定めるときは、その始期及び終期を明らかにしなければならない。

第十四条 期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。

第十五条 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は十二月二十九日から翌年一月三日までの日に当たるときは、その日数は、期間に算入しない。

第十六条 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は十二月二十九日から翌年一月三日までの日に当たるときは、その日の翌日を期間の末日とする。

第十七条 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は十二月二十九日から翌年一月三日までの日に当たるときは、その日の翌日を期間の末日とする。

第十八条 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は十二月二十九日から翌年一月三日までの日に当たるときは、その日の翌日を期間の末日とする。

第十九条 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は十二月二十九日から翌年一月三日までの日に当たるときは、その日の翌日を期間の末日とする。

第二十条 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は十二月二十九日から翌年一月三日までの日に当たるときは、その日の翌日を期間の末日とする。

第四節 期日

第二十一条 期日は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた日時をいう。

第二十二条 期日を定めるときは、その日時及び場所を明らかにしなければならない。

第二十三条 期日を定めるときは、その日時及び場所を明らかにしなければならない。

第二十四条 期日を定めるときは、その日時及び場所を明らかにしなければならない。

第二十五条 期日を定めるときは、その日時及び場所を明らかにしなければならない。

第二十六条 期日を定めるときは、その日時及び場所を明らかにしなければならない。

第二十七条 期日を定めるときは、その日時及び場所を明らかにしなければならない。

第二十八条 期日を定めるときは、その日時及び場所を明らかにしなければならない。

第二十九条 期日を定めるときは、その日時及び場所を明らかにしなければならない。

第三十条 期日を定めるときは、その日時及び場所を明らかにしなければならない。

第五節 送達

第三十一条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三十二条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三十三条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三十四条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三十五条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三十六条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三十七条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三十八条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三十九条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第四十条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第六節 上訴

第四十一条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第四十二条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第四十三条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第四十四条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第四十五条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第四十六条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第四十七条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第四十八条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第四十九条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第五十条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第七節 再審

第五十一条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第五十二条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第五十三条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第五十四条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第五十五条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第五十六条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第五十七条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第五十八条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第五十九条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第六十条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第八節 執行

第六十一条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第六十二条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第六十三条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第六十四条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第六十五条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第六十六条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第六十七条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第六十八条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第六十九条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第七十条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第九節 保全執行

第七十一条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第七十二条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第七十三条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第七十四条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第七十五条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第七十六条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第七十七条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第七十八条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第七十九条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第八十条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第十節 担保

第八十一条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第八十二条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第八十三条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第八十四条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第八十五条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第八十六条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第八十七条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第八十八条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第八十九条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第九十条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第十一節 供託

第九十一条 供託は、金銭、有価証券その他の物を供託所に預けることをいう。

第九十二条 供託は、金銭、有価証券その他の物を供託所に預けることをいう。

第九十三条 供託は、金銭、有価証券その他の物を供託所に預けることをいう。

第九十四条 供託は、金銭、有価証券その他の物を供託所に預けることをいう。

第九十五条 供託は、金銭、有価証券その他の物を供託所に預けることをいう。

第九十六条 供託は、金銭、有価証券その他の物を供託所に預けることをいう。

第九十七条 供託は、金銭、有価証券その他の物を供託所に預けることをいう。

第九十八条 供託は、金銭、有価証券その他の物を供託所に預けることをいう。

第九十九条 供託は、金銭、有価証券その他の物を供託所に預けることをいう。

第百条 供託は、金銭、有価証券その他の物を供託所に預けることをいう。

第十二節 登記

第百一条 登記は、不動産に関する権利を登記簿に記載することをいう。

第百二条 登記は、不動産に関する権利を登記簿に記載することをいう。

第百三条 登記は、不動産に関する権利を登記簿に記載することをいう。

第百四条 登記は、不動産に関する権利を登記簿に記載することをいう。

第百五条 登記は、不動産に関する権利を登記簿に記載することをいう。

第百六条 登記は、不動産に関する権利を登記簿に記載することをいう。

第百七条 登記は、不動産に関する権利を登記簿に記載することをいう。

第百八条 登記は、不動産に関する権利を登記簿に記載することをいう。

第百九条 登記は、不動産に関する権利を登記簿に記載することをいう。

第百十条 登記は、不動産に関する権利を登記簿に記載することをいう。

第十三節 戸籍

第百十一条 戸籍は、戸籍法の定めるところにより作成される戸籍をいう。

第百十二条 戸籍は、戸籍法の定めるところにより作成される戸籍をいう。

第百十三条 戸籍は、戸籍法の定めるところにより作成される戸籍をいう。

第百十四条 戸籍は、戸籍法の定めるところにより作成される戸籍をいう。

第百十五条 戸籍は、戸籍法の定めるところにより作成される戸籍をいう。

第百十六条 戸籍は、戸籍法の定めるところにより作成される戸籍をいう。

第百十七条 戸籍は、戸籍法の定めるところにより作成される戸籍をいう。

第百十八条 戸籍は、戸籍法の定めるところにより作成される戸籍をいう。

第百十九条 戸籍は、戸籍法の定めるところにより作成される戸籍をいう。

第百二十条 戸籍は、戸籍法の定めるところにより作成される戸籍をいう。

第十四節 住民票

第百二十一条 住民票は、住民基本台帳法の定めるところにより作成される住民票をいう。

第百二十二条 住民票は、住民基本台帳法の定めるところにより作成される住民票をいう。

第百二十三条 住民票は、住民基本台帳法の定めるところにより作成される住民票をいう。

第百二十四条 住民票は、住民基本台帳法の定めるところにより作成される住民票をいう。

第百二十五条 住民票は、住民基本台帳法の定めるところにより作成される住民票をいう。

第百二十六条 住民票は、住民基本台帳法の定めるところにより作成される住民票をいう。

第百二十七条 住民票は、住民基本台帳法の定めるところにより作成される住民票をいう。

第百二十八条 住民票は、住民基本台帳法の定めるところにより作成される住民票をいう。

第百二十九条 住民票は、住民基本台帳法の定めるところにより作成される住民票をいう。

第百三十条 住民票は、住民基本台帳法の定めるところにより作成される住民票をいう。

第十五節 印鑑

第百三十一条 印鑑は、印鑑登録証明書に記載されている印鑑をいう。

第百三十二条 印鑑は、印鑑登録証明書に記載されている印鑑をいう。

第百三十三条 印鑑は、印鑑登録証明書に記載されている印鑑をいう。

第百三十四条 印鑑は、印鑑登録証明書に記載されている印鑑をいう。

第百三十五条 印鑑は、印鑑登録証明書に記載されている印鑑をいう。

第百三十六条 印鑑は、印鑑登録証明書に記載されている印鑑をいう。

第百三十七条 印鑑は、印鑑登録証明書に記載されている印鑑をいう。

第百三十八条 印鑑は、印鑑登録証明書に記載されている印鑑をいう。

第百三十九条 印鑑は、印鑑登録証明書に記載されている印鑑をいう。

第百四十条 印鑑は、印鑑登録証明書に記載されている印鑑をいう。

第十六節 署名

第百四十一条 署名は、自己の氏名を書くことをいう。

第百四十二条 署名は、自己の氏名を書くことをいう。

第百四十三条 署名は、自己の氏名を書くことをいう。

第百四十四条 署名は、自己の氏名を書くことをいう。

第百四十五条 署名は、自己の氏名を書くことをいう。

第百四十六条 署名は、自己の氏名を書くことをいう。

第百四十七条 署名は、自己の氏名を書くことをいう。

第百四十八条 署名は、自己の氏名を書くことをいう。

第百四十九条 署名は、自己の氏名を書くことをいう。

第百五十条 署名は、自己の氏名を書くことをいう。

第十七節 押印

第百五十一条 押印は、印鑑を押すことをいう。

第百五十二条 押印は、印鑑を押すことをいう。

第百五十三条 押印は、印鑑を押すことをいう。

第百五十四条 押印は、印鑑を押すことをいう。

第百五十五条 押印は、印鑑を押すことをいう。

第百五十六条 押印は、印鑑を押すことをいう。

第百五十七条 押印は、印鑑を押すことをいう。

第百五十八条 押印は、印鑑を押すことをいう。

第百五十九条 押印は、印鑑を押すことをいう。

第百六十条 押印は、印鑑を押すことをいう。

第十八節 署名押印

第百六十一条 署名押印は、署名及び押印をいう。

第百六十二条 署名押印は、署名及び押印をいう。

第百六十三条 署名押印は、署名及び押印をいう。

第百六十四条 署名押印は、署名及び押印をいう。

第百六十五条 署名押印は、署名及び押印をいう。

第百六十六条 署名押印は、署名及び押印をいう。

第百六十七条 署名押印は、署名及び押印をいう。

第百六十八条 署名押印は、署名及び押印をいう。

第百六十九条 署名押印は、署名及び押印をいう。

第百七十条 署名押印は、署名及び押印をいう。

第二章 裁判所

第一節 裁判所の構成

第百七十一条 裁判所は、最高裁判所及び下級裁判所をいう。

第百七十二条 裁判所は、最高裁判所及び下級裁判所をいう。

第百七十三条 裁判所は、最高裁判所及び下級裁判所をいう。

第百七十四条 裁判所は、最高裁判所及び下級裁判所をいう。

第百七十五条 裁判所は、最高裁判所及び下級裁判所をいう。

第百七十六条 裁判所は、最高裁判所及び下級裁判所をいう。

第百七十七条 裁判所は、最高裁判所及び下級裁判所をいう。

第百七十八条 裁判所は、最高裁判所及び下級裁判所をいう。

第百七十九条 裁判所は、最高裁判所及び下級裁判所をいう。

第百八十条 裁判所は、最高裁判所及び下級裁判所をいう。

第二節 裁判所の管轄

第百八十一条 裁判所の管轄は、この法律に定めるところによる。

第百八十二条 裁判所の管轄は、この法律に定めるところによる。

第百八十三条 裁判所の管轄は、この法律に定めるところによる。

第百八十四条 裁判所の管轄は、この法律に定めるところによる。

第百八十五条 裁判所の管轄は、この法律に定めるところによる。

第百八十六条 裁判所の管轄は、この法律に定めるところによる。

第百八十七条 裁判所の管轄は、この法律に定めるところによる。

第百八十八条 裁判所の管轄は、この法律に定めるところによる。

第百八十九条 裁判所の管轄は、この法律に定めるところによる。

第百九十条 裁判所の管轄は、この法律に定めるところによる。

第三節 裁判所の職員

第百九十一条 裁判所の職員は、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所調査官、裁判所技官その他の職員とする。

第百九十二条 裁判所の職員は、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所調査官、裁判所技官その他の職員とする。

第百九十三条 裁判所の職員は、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所調査官、裁判所技官その他の職員とする。

第百九十四条 裁判所の職員は、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所調査官、裁判所技官その他の職員とする。

第百九十五条 裁判所の職員は、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所調査官、裁判所技官その他の職員とする。

第百九十六条 裁判所の職員は、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所調査官、裁判所技官その他の職員とする。

第百九十七条 裁判所の職員は、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所調査官、裁判所技官その他の職員とする。

第百九十八条 裁判所の職員は、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所調査官、裁判所技官その他の職員とする。

第百九十九条 裁判所の職員は、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所調査官、裁判所技官その他の職員とする。

第二百条 裁判所の職員は、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所調査官、裁判所技官その他の職員とする。

第四節 裁判所の事務

第二百一条 裁判所の事務は、この法律に定めるところによる。

第二百二条 裁判所の事務は、この法律に定めるところによる。

第二百三条 裁判所の事務は、この法律に定めるところによる。

第二百四条 裁判所の事務は、この法律に定めるところによる。

第二百五条 裁判所の事務は、この法律に定めるところによる。

第二百六条 裁判所の事務は、この法律に定めるところによる。

第二百七条 裁判所の事務は、この法律に定めるところによる。

第二百八条 裁判所の事務は、この法律に定めるところによる。

第二百九条 裁判所の事務は、この法律に定めるところによる。

第二百十条 裁判所の事務は、この法律に定めるところによる。

第三章 当事者

第一節 当事者能力

第二百十一条 当事者能力は、訴えを提起した者及びその相手方をいう。

第二百十二条 当事者能力は、訴えを提起した者及びその相手方をいう。

第二百十三条 当事者能力は、訴えを提起した者及びその相手方をいう。

第二百十四条 当事者能力は、訴えを提起した者及びその相手方をいう。

第二百十五条 当事者能力は、訴えを提起した者及びその相手方をいう。

第二百十六条 当事者能力は、訴えを提起した者及びその相手方をいう。

第二百十七条 当事者能力は、訴えを提起した者及びその相手方をいう。

第二百十八条 当事者能力は、訴えを提起した者及びその相手方をいう。

第二百十九条 当事者能力は、訴えを提起した者及びその相手方をいう。

第二百二十条 当事者能力は、訴えを提起した者及びその相手方をいう。

第二節 訴訟能力

第二百二十一条 訴訟能力は、当事者又は訴訟代理人として訴訟を行うことができる資格をいう。

第二百二十二条 訴訟能力は、当事者又は訴訟代理人として訴訟を行うことができる資格をいう。

第二百二十三条 訴訟能力は、当事者又は訴訟代理人として訴訟を行うことができる資格をいう。

第二百二十四条 訴訟能力は、当事者又は訴訟代理人として訴訟を行うことができる資格をいう。

第二百二十五条 訴訟能力は、当事者又は訴訟代理人として訴訟を行うことができる資格をいう。

第二百二十六条 訴訟能力は、当事者又は訴訟代理人として訴訟を行うことができる資格をいう。

第二百二十七条 訴訟能力は、当事者又は訴訟代理人として訴訟を行うことができる資格をいう。

第二百二十八条 訴訟能力は、当事者又は訴訟代理人として訴訟を行うことができる資格をいう。

第二百二十九条 訴訟能力は、当事者又は訴訟代理人として訴訟を行うことができる資格をいう。

第二百三十条 訴訟能力は、当事者又は訴訟代理人として訴訟を行うことができる資格をいう。

第三節 訴訟代理人

第二百三十一条 訴訟代理人は、当事者のために訴訟を行う者をいう。

第二百三十二条 訴訟代理人は、当事者のために訴訟を行う者をいう。

第二百三十三条 訴訟代理人は、当事者のために訴訟を行う者をいう。

第二百三十四条 訴訟代理人は、当事者のために訴訟を行う者をいう。

第二百三十五条 訴訟代理人は、当事者のために訴訟を行う者をいう。

第二百三十六条 訴訟代理人は、当事者のために訴訟を行う者をいう。

第二百三十七条 訴訟代理人は、当事者のために訴訟を行う者をいう。

第二百三十八条 訴訟代理人は、当事者のために訴訟を行う者をいう。

第二百三十九条 訴訟代理人は、当事者のために訴訟を行う者をいう。

第二百四十条 訴訟代理人は、当事者のために訴訟を行う者をいう。

第四節 弁護士

第二百四十一条 弁護士は、弁護士法第四条の規定により弁護士の資格を有する者をいう。

第二百四十二条 弁護士は、弁護士法第四条の規定により弁護士の資格を有する者をいう。

第二百四十三条 弁護士は、弁護士法第四条の規定により弁護士の資格を有する者をいう。

第二百四十四条 弁護士は、弁護士法第四条の規定により弁護士の資格を有する者をいう。

第二百四十五条 弁護士は、弁護士法第四条の規定により弁護士の資格を有する者をいう。

第二百四十六条 弁護士は、弁護士法第四条の規定により弁護士の資格を有する者をいう。

第二百四十七条 弁護士は、弁護士法第四条の規定により弁護士の資格を有する者をいう。

第二百四十八条 弁護士は、弁護士法第四条の規定により弁護士の資格を有する者をいう。

第二百四十九条 弁護士は、弁護士法第四条の規定により弁護士の資格を有する者をいう。

第二百五十条 弁護士は、弁護士法第四条の規定により弁護士の資格を有する者をいう。

第五節 法定代理人

第二百五十一条 法定代理人は、当事者のために訴訟を行う権限を有する者をいう。

第二百五十二条 法定代理人は、当事者のために訴訟を行う権限を有する者をいう。

第二百五十三条 法定代理人は、当事者のために訴訟を行う権限を有する者をいう。

第二百五十四条 法定代理人は、当事者のために訴訟を行う権限を有する者をいう。

第二百五十五条 法定代理人は、当事者のために訴訟を行う権限を有する者をいう。

第二百五十六条 法定代理人は、当事者のために訴訟を行う権限を有する者をいう。

第二百五十七条 法定代理人は、当事者のために訴訟を行う権限を有する者をいう。

第二百五十八条 法定代理人は、当事者のために訴訟を行う権限を有する者をいう。

第二百五十九条 法定代理人は、当事者のために訴訟を行う権限を有する者をいう。

第二百六十条 法定代理人は、当事者のために訴訟を行う権限を有する者をいう。

第六節 補佐人

第二百六十一条 補佐人は、当事者又は訴訟代理人とともに出頭して陳述をする者をいう。

第二百六十二条 補佐人は、当事者又は訴訟代理人とともに出頭して陳述をする者をいう。

第二百六十三条 補佐人は、当事者又は訴訟代理人とともに出頭して陳述をする者をいう。

第二百六十四条 補佐人は、当事者又は訴訟代理人とともに出頭して陳述をする者をいう。

第二百六十五条 補佐人は、当事者又は訴訟代理人とともに出頭して陳述をする者をいう。

第二百六十六条 補佐人は、当事者又は訴訟代理人とともに出頭して陳述をする者をいう。

第二百六十七条 補佐人は、当事者又は訴訟代理人とともに出頭して陳述をする者をいう。

第二百六十八条 補佐人は、当事者又は訴訟代理人とともに出頭して陳述をする者をいう。

第二百六十九条 補佐人は、当事者又は訴訟代理人とともに出頭して陳述をする者をいう。

第二百七十条 補佐人は、当事者又は訴訟代理人とともに出頭して陳述をする者をいう。

第四章 訴訟手続

第一節 訴訟手続の通則

第二百七十一条 訴訟手続は、訴訟において裁判所又は当事者が行う訴訟行為の一連の過程をいう。

第二百七十二条 訴訟手続は、訴訟において裁判所又は当事者が行う訴訟行為の一連の過程をいう。

第二百七十三条 訴訟手続は、訴訟において裁判所又は当事者が行う訴訟行為の一連の過程をいう。

第二百七十四条 訴訟手続は、訴訟において裁判所又は当事者が行う訴訟行為の一連の過程をいう。

第二百七十五条 訴訟手続は、訴訟において裁判所又は当事者が行う訴訟行為の一連の過程をいう。

第二百七十六条 訴訟手続は、訴訟において裁判所又は当事者が行う訴訟行為の一連の過程をいう。

第二百七十七条 訴訟手続は、訴訟において裁判所又は当事者が行う訴訟行為の一連の過程をいう。

第二百七十八条 訴訟手続は、訴訟において裁判所又は当事者が行う訴訟行為の一連の過程をいう。

第二百七十九条 訴訟手続は、訴訟において裁判所又は当事者が行う訴訟行為の一連の過程をいう。

第二百八十条 訴訟手続は、訴訟において裁判所又は当事者が行う訴訟行為の一連の過程をいう。

第二節 訴訟記録

第二百八十一条 訴訟記録は、裁判所書記官が作成する調書その他訴訟に関する書類をいう。

第二百八十二条 訴訟記録は、裁判所書記官が作成する調書その他訴訟に関する書類をいう。

第二百八十三条 訴訟記録は、裁判所書記官が作成する調書その他訴訟に関する書類をいう。

第二百八十四条 訴訟記録は、裁判所書記官が作成する調書その他訴訟に関する書類をいう。

第二百八十五条 訴訟記録は、裁判所書記官が作成する調書その他訴訟に関する書類をいう。

第二百八十六条 訴訟記録は、裁判所書記官が作成する調書その他訴訟に関する書類をいう。

第二百八十七条 訴訟記録は、裁判所書記官が作成する調書その他訴訟に関する書類をいう。

第二百八十八条 訴訟記録は、裁判所書記官が作成する調書その他訴訟に関する書類をいう。

第二百八十九条 訴訟記録は、裁判所書記官が作成する調書その他訴訟に関する書類をいう。

第二百九十条 訴訟記録は、裁判所書記官が作成する調書その他訴訟に関する書類をいう。

第三節 期日

第二百九十一条 期日は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた日時をいう。

第二百九十二条 期日は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた日時をいう。

第二百九十三条 期日は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた日時をいう。

第二百九十四条 期日は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた日時をいう。

第二百九十五条 期日は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた日時をいう。

第二百九十六条 期日は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた日時をいう。

第二百九十七条 期日は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた日時をいう。

第二百九十八条 期日は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた日時をいう。

第二百九十九条 期日は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた日時をいう。

第三百条 期日は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた日時をいう。

第四節 期間

第三百一条 期間は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた一定の時間をいう。

第三百二条 期間は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた一定の時間をいう。

第三百三条 期間は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた一定の時間をいう。

第三百四条 期間は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた一定の時間をいう。

第三百五条 期間は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた一定の時間をいう。

第三百六条 期間は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた一定の時間をいう。

第三百七条 期間は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた一定の時間をいう。

第三百八条 期間は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた一定の時間をいう。

第三百九条 期間は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた一定の時間をいう。

第三百十条 期間は、裁判所又は当事者が訴訟行為をするために定めた一定の時間をいう。

第五節 送達

第三百十一条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三百十二条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三百十三条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三百十四条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三百十五条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三百十六条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三百十七条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三百十八条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三百十九条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第三百二十条 送達は、裁判所が訴訟に関する書類を当事者その他の関係人に交付することをいう。

第六節 上訴

第三百二十一条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第三百二十二条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第三百二十三条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第三百二十四条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第三百二十五条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第三百二十六条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第三百二十七条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第三百二十八条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第三百二十九条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第三百三十条 上訴は、裁判に対して不服を申し立てることをいう。

第七節 再審

第三百三十一条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第三百三十二条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第三百三十三条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第三百三十四条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第三百三十五条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第三百三十六条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第三百三十七条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第三百三十八条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第三百三十九条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第三百四十条 再審は、確定した判決に対する特別の不服申立てをいう。

第八節 執行

第三百四十一条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第三百四十二条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第三百四十三条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第三百四十四条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第三百四十五条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第三百四十六条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第三百四十七条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第三百四十八条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第三百四十九条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第三百五十条 執行は、確定した判決その他の債務名義に基づいて強制的に権利を実現することをいう。

第九節 保全執行

第三百五十一条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第三百五十二条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第三百五十三条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第三百五十四条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第三百五十五条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第三百五十六条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第三百五十七条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第三百五十八条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第三百五十九条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第三百六十条 保全執行は、仮差押えの執行又は仮処分の執行をいう。

第十節 担保

第三百六十一条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第三百六十二条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第三百六十三条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第三百六十四条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第三百六十五条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第三百六十六条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第三百六十七条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第三百六十八条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第三百六十九条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第三百七十条 担保は、債務の履行を確保するために提供するものをいう。

第十一節 供託

第三百七十一条 供託は、金銭、有価証券その他の物を供託所に預けることをいう。

第三百七

裁判所ハ原告被告ニ對シ適當ナル人ヲ共同シテ申出ツルヿヲ催告シ且之カ爲メ相當ノ期間ヲ許與スルヿヲ得

第三百十條 左ノ者ハ鑑定ヲ爲スノ義務アリ

第一 必要ナル種類ノ鑑定ヲ爲ス爲メ公ニ任セラレタル者

第二 鑑定ヲ爲スニ必要ナル學識技術若クハ職業ヲ常トシテ從事シ又ハ此學識若クハ技術ニ從事スル爲メ公ニ任セラレ若クハ委任セラレタル者

第三百十條 鑑定人ハ證人カ證據ヲ述フルヿヲ拒ムヿヲ得ルト同一ノ理由ニ依リ鑑定ヲ拒ムノ權利アリ

公ノ役員ハ其上班官廳ノ異議アルトキハ之ヲ鑑定人トシテ訊問スルヿヲ得ス

裁判所ニ於テ又ハ判事ノ面前ニ於テ鑑定ヲ爲サントスル旨ヲ述ヘタル者ハ鑑定ヲ爲スノ義務ナキトキト雖モ本條第一項ノ規定ヲ[illegible]之ヲ拒ムヿヲ得ス

第三百十條 鑑定ヲ爲スノ義務アル鑑定人ノ出頭セス又ハ其鑑定ヲ拒ミタル場合ニ於テハ其者ニ對シ之カ爲メ生シタル費用ノ賠償又ヒ過料ヲ言渡スヿヲ要ス但其裁判ハ之ヲ許サス

第三百十八條 鑑定人ハ其鑑定ヲ爲ス前其鑑定人タルノ義務ヲ公平且誠實ニ履行スヘ

キコトヲ宣誓スルコトヲ要ス

第三百十四條　受訴裁判所ハ其意見ヲ以テ左ノ諸件ヲ定ム

第一　鑑定ヲ口頭又ハ書面ニテ陳述セシムヘキヤ

第二　數名ノ鑑定人ヲ審訊スヘキ場合ニ於テ互ニ異ナル意見アルトキハ之ヲ掲ケテ鑑定書ヲ共同ニ作ラシムヘキヤ又ハ其各人ヲシテ各別ニ之ヲ作ラシムヘキヤ

第三　口頭辯論ノ際鑑定人總員又ハ其一名ヲシテ鑑定書ヲ説明セシムヘキヤ

第四　鑑定ノ結果不充分ナルトキハ同一又ハ他ノ鑑定人ヲシテ再ヒ鑑定ヲ為サシムヘキヤ

第三百十五條　受訴裁判所ハ鑑定人ヲ任命スルコトヲ受命判事又ハ受託判事ニ委任スルコトヲ得此場合ニ於テハ受命判事又ハ受託判事ハ第三百十四條及ヒ第三百十五條ノ第一號並ニ第二號ノ規定ニ依リ受訴裁判所ニ屬スル權ヲ行フ

第三百二十七條　鑑定人ハ日當、旅費及ヒ立替金ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第三百二十九條ノ規定ヲ準用ス

第三百二十八條　實驗ノ為メ特別ノ知識ヲ要セシ過去ノ事實又ハ情況カ其知識アル者ノ

訊問ニ因テ確定セラルヘキ片ハ證ニ付テノ成規ヲ適用ス

第六節　書證

（第三百二十三條）官廳カ其職權ノ範圍内ニ於テ又ハ公證ヲ爲スノ權アル人カ其委任セラレ又ハ職務ノ範圍内ニ於テ定式ニ從ヒ作リタル證書（公證書）ハ下ノ數條ノ詳細ナル規定ニ依リ其旨趣ノ完全ナル證據ヲ成ス

（第三百二十四條）官廳ヨリ發シタル證書カ官府ノ布令、命令又ハ裁決ヲ已含スル片ハ其證書ハ此布令、命令又ハ裁決ノ發付アリタルコトヲ證ス

（第三百二十五條）官廳又ハ公證ヲ爲ス人ノ面前ニ於テ爲シタル陳述ニ付キ證書カ作テアリタル片ハ其證書ハ記載セラレタル情況ヲ證ス

（第三百二十六條）官廳又ハ公證ヲ爲ス人ノ作リタル證書カ前二條ニ記載シタルヨリ他ノ事實ヲ證スル片ハ其證書ハ其事實、眞實ナルコトヲ證ス

黙シモ證據カ官廳又ハ公證ヲ爲ス人ノ固有ノ實驗ニ基カサル片ハ證書ハ法律上ノ成規ニ依リ證據ノ効力ヲ固有ノ實驗ニ繫ケサル場合ニ限リ證據カヲ有ス

（第三百二十七條）前二條ノ場合ニ於テ證書ニ其遵守ヲ證シタル方式カ實際遵守セラレサ

ル丁又ハ官廳若クハ公證ヲ為ス人カ故意、錯誤若クハ其他ノ理由ニテ不正ニ記載ヲ為シタルヿヲ主張シタル時ハ此主張ニ付キ證據ヲ述フルヿヲ許ス

（第三百二十八條　第二十六條ノ場合ニ於テ證書ハ官廳若クハ公證人ノ管轄違ナル為メ又ハ方式ニ欠缺アル為メ公證書タルノ効力ヲ有セサルモ私證書タルノ證據力ヲ有スルヿヲ妨ケラレス

（第三百二十九條　私證書ハ其作成人署名捺印シタル限リハ權利行為ヲ為ス已ム得サル陳述ノ為メ完全ナル證據ヲ成ス

（第三百三十條　私證書ニ記載セラレタル陳述カ權利行為ヲ已ム得サル限リハ作成人自身、其相續人又ハ其他ノ承權人又ハ第三者ニ對シ證據力ヲ有スヘキヤ否又其證據カヲ有スル程度ハ其場合ノ情況ニ隨ヒ裁判所之ヲ判斷ス

（第三百三十一條　證書ニ記載セラレタル文字、挿入、抹殺又ハ其他ノ表見上ノ欠缺カ證書ノ證據カノ全部又ハ一分ヲ廢滅セシメタルノ限度ハ裁判所ノ自由ナル心證ヲ以テ之ヲ裁判ス

第三百三十二條　原告被告ノ各方ハ特ニ定メタル場合ヲ除ク外口頭辯論ノ期日ニ於テ提出シタル書面ニ記載シタル事項ニ付テ口頭辯論ヲ為スヿヲ要ス

其提出ノ時ヨリ準備シ置クヘキ
挙証者カ証書ヲ提出セサル時ハ採証決定ヲ
以テ其提出ヲ命スルコトヲ得但シ挙証者カ其慣出セ
サリシコトヲ充分ナル理由ヲ以テ弁解セサル
時ハ新ニ定ムヘキ期日ノ費用ハ挙証者
ノ負担ニ帰ス
挙証者カ証書ヲ新期日ニ於テモ提出セサ
ルトキハ第二項ノ規定ヲ適用

民事訴訟法草案

第十七回

第三百十條　相手方ハ左ノ場合ニ於テ證書ノ提出ヲ拒ムコトヲ得ス

一　擧證者カ自己ノ爲ニ證書ヲ使用スル權利ヲ有スルトキ

二　證書カ擧證者ノ利益ノ爲ニ作成セラレタルトキ

三　證書カ擧證者ト相手方トノ間ノ法律關係ニ付作成セラレタルトキ

四　證書カ擧證者ノ現在又ハ將來ノ法律關係ニ付作成セラレタルトキ

五　擧證者ニ對シ引渡又ハ閲覽ヲ求ムルコトヲ得ル證書ノ寫ニシテ其證書カ擧證者ノ手ニ存スルトキ

六　前五號ニ掲ケタル場合ニ準スヘキ場合ニシテ特ニ證書ノ提出ヲ必要ト認ムヘキ事由アルトキ

第三百十一條　相手方カ故意ニ擧證者ノ使用ヲ妨クル目的ヲ以テ證書ヲ毀棄シ若クハ使用ニ耐ヘサラシメタルトキ其他相手方カ證書ヲ所持セサルニ至リタル場合ニ於テ擧證者カ證書ノ眞實ニ基ク申立ヲ爲スコトヲ得ルトキハ裁判所ハ此申立ヲ眞實ナルモノト認ムルコトヲ得

第三百十二條　相手方カ其手中ニ存スル證書ヲ擧ケサルトキ又ハ證書ノ所在ヲ穿鑿スル爲故意ニ證書ヲ毀棄シ其他使用ヲ妨クル目的ヲ以テ證書ヲ匿シ若クハ使用ニ耐ヘサラシメタルトキ其他相手方カ證書ヲ所持セサルニ至リタル場合ニ於テ擧證者カ證書ノ眞實ニ基ク申立ヲ爲スコトヲ得ルトキハ裁判所ハ此申立ヲ眞實ナルモノト認ムルコトヲ得

第三百十三條　相手方其手中ニ存スル證書ヲ擧ケサルトキ又ハ證書ノ所在ヲ穿鑿スル爲故意ニ證書ヲ毀棄シ其他使用ヲ妨クル目的ヲ以テ證書ヲ匿シ若クハ使用ニ耐ヘサラシメタルトキ其他相手方カ證書ヲ所持セサルニ至リタル場合ニ於テ擧證者カ證書ノ眞實ニ基ク申立ヲ爲スコトヲ得ルトキハ裁判所ハ此申立ヲ眞實ナルモノト認ムルコトヲ得

第三百十四條　相手方カ證書ヲ所持セサル場合ニ於テ證書ノ提出ヲ命セラレタル場合ニ於テ擧證者カ證書ノ眞實ニ基ク申立ヲ爲スコトヲ得ルトキハ裁判所ハ此申立ヲ眞實ナルモノト認ムルコトヲ得

第三百十五條　相手方カ正當ノ理由ナクシテ前條ノ規定ニ從ハサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ過料ニ處シ且相當ノ期間ヲ定メテ其期間内ニ提出ヲ命シ若シ其期間内ニ提出ヲ爲ササルトキハ擧證者ノ申立ヲ眞實ナルモノト認ムルコトヲ得ル旨ヲ命スルコトヲ得

證書カ公務所ノ保管ニ屬スルトキハ裁判所ハ其公務所ニ對シ書面ノ送付ヲ嘱託スルコトヲ得

第三百十六條　第三百十二條第一項第二項及第四項ノ場合ニ於テ證書カ公務所ノ保管ニ屬スルトキハ裁判所ハ其公務所ニ對シ書面ノ送付ヲ嘱託スルコトヲ得

第三百十七條　第三百十二條第一項第二項及第四項ノ場合ニ於テ證書カ公務所ノ保管ニ屬スルトキハ裁判所ハ其公務所ニ對シ書面ノ送付ヲ嘱託スルコトヲ得

第三百十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百二十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百二十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百二十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百二十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百二十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百二十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百二十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百二十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百二十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百二十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百三十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百三十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百三十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百三十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百三十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百三十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百三十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百三十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百三十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百三十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百四十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百四十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百四十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百四十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百四十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百四十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百四十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百四十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百四十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百四十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百五十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百五十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百五十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百五十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百五十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百五十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百五十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百五十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百五十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百五十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百六十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百六十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百六十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百六十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百六十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百六十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百六十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百六十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百六十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百六十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百七十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百七十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百七十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百七十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百七十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百七十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百七十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百七十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百七十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百七十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百八十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百八十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百八十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百八十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百八十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百八十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百八十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百八十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百八十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百八十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百九十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百九十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百九十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百九十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百九十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百九十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百九十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百九十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百九十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百九十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百二十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百二十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百二十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百二十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百二十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百二十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百二十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百二十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百二十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百二十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百三十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百三十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百三十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百三十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百三十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百三十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百三十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百三十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百三十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百三十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百四十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百四十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百四十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百四十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百四十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百四十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百四十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百四十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百四十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百四十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百五十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百五十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百五十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百五十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百五十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百五十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百五十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百五十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百五十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百五十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百六十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百六十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百六十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百六十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百六十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百六十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百六十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百六十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百六十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百六十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百七十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百七十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百七十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百七十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百七十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百七十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百七十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百七十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百七十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百七十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百八十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百八十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百八十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百八十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百八十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百八十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百八十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百八十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百八十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百八十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百九十條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百九十一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百九十二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百九十三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百九十四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百九十五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百九十六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百九十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百九十八條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第四百九十九條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第五百條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第五百一條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第五百二條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第五百三條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第五百四條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第五百五條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第五百六條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出ヲ命スルコトヲ得

第五百七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ擧證者ノ爲ニ相手方ノ所持スル證書ニ付キ其提出

第三百廿四条中ニ八九ノ説
件ヲ掲ノ如シ
第一 証書ノ表面ノ成規ニ従ヒ相手方ヲ証人トシテ訊問スル
第二 証書ニ関リ訴ヘヲ要ス
事実ノ表示
第三 証書ノ包有事項ノ係ラス又其所在ヲ明示スルヲ得サル旨ノ
表示
第四 証書ヲ抑手カ官廳ナル牛ハ証書カ其廳ノ保藏ニ
長官ノ証明書ヲ以テ訊問ニ代用ス裁判所ハ
此証明書ヲ差出サシムル為メ相當ノ期間ヲ
定ムルヲ要ス
第五 証書ヲ抑手カ官廳ナル牛ハ証書カ其廳ノ保藏ニ
第三百六十七條ニ規定スル場合ニ於テハ
裁判所ハ証書ヲ所持スル者ニ対シ其提出
ヲ命ス
第三百六十八條 証書ヲ所持スル者ハ之ヲ所持セスト申立テサル相手方カ其
証書ヲ提出スヘキノ命ニ従ハス又ハ相手方
ノ使用ヲ妨クルノ目的ヲ以テ故意ニテ証書ヲ
毀棄シ若クハ使用ニ耐ヘサラシメタルトキ
ハ裁判所ハ相手方カ証書ノ謄本ヲ差出シ
又ハ其証書ニ関シ書キタル文書ヲ差出サシ
ムルヲ要ス
第三百六十九條 証書ヲ所持スル者カ前二條ノ規定ニ従ハサルトキハ
裁判所ハ相手方カ証書ニ関シ為シタル主張
ヲ真実ト認ムルコトヲ得
第三百七十條 証書ヲ所持スル者カ正當ノ事由ナクシテ前二條ノ規
定ニ従ハサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ
十万円以下ノ過料ニ処ス
前項ノ決定ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第三百七十一條 第三百六十七條ノ規定ニ従ヒ証書ヲ差出スヘキ場合ニ於テ
正當ノ事由ニ因リ其証書ヲ差出スコト能ハサルトキハ裁判所ハ
証書ノ提出ニ代ヘ其証書ノ謄本又ハ抄本ヲ差出サシムルコトヲ
得
第三百七十二條 第三百六十七條ノ規定ニ従ヒ証書ヲ差出スヘキ場合ニ於テ
正當ノ事由ニ因リ其証書ノ謄本又ハ抄本ヲ差出スコト能ハサル
トキハ裁判所ハ証書ノ提出ニ代ヘ其証書ニ関シ書キタル文書ヲ
差出サシムルコトヲ得
第三百七十三條 第三百六十七條ノ規定ニ従ヒ証書ヲ差出スヘキ場合ニ於テ
正當ノ事由ニ因リ其証書ノ謄本又ハ抄本ヲ差出スコト能ハス且
其証書ニ関シ書キタル文書ヲ差出サシムルコトヲ得サルトキハ
裁判所ハ証書ノ性質及ヒ包有事項ニ付テノ挙証者ノ主張ヲ正當ト認ムルコトヲ得
前條第二項ニ掲ケタル場合ニ於テ差出サシムヘキ証書カ挙証者ノ
メタル期間内ニ差出サレサルトキハ裁判所ハ相手方ノ証
メタル証書ニ関スル挙証者ノ主張ヲ真実ト認ムルコトヲ得
第三百七十四條 第三百六十七條ノ規定ニ従ヒ差出スヘキ証書ヲ差出サ
ル官廳ニ対シ右ト同一ノ結果ヲ生ス

甲第三百三十六條 挙証者カ挙証ノ為メ必要ナル証書ノ第三者ノ所持ニ係ルトヲ主張シ且
第三者ヲシテ証書ヲ提出セシムルトノ申立
ヲ為シテ其主張ヲ疏明シタルトキハ採證決定

甲第二

ヲ以テ第三者ニ證書ノ提出ヲ命スルコトヲ要ス

第三百三十七條　第三者ノ呼出狀ニハ左ノ諸件ヲ掲ケ

第一　第三者及ヒ原告被告ノ氏名、身分、職業並ニ住所ノ表示

第二　證ス可キ事項ニ從ヒ證書ヲ以テ證セラルヘキ事實及ヒ證書ノ表示

第三　法律ニ依リ成ル可ク證書提出ノ爲メ又ハ其所持ニ付キ證據ヲ述フル爲メ場所、年月日及ヒ時ヲ以テ表示セラルヘキ期日ニ出頭スヘキ旨ノ指示

甲之四

第三百三十八條　證書ノ提出ヲ命セラレタル第三者カ其證書ヲ所持セサルトキ又ハ其提出ヲ拒ムトキハ其證書ニ關スル相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百三十九條　第三百三十七條ノ規定ニ從フ外證書ノ提出ニ關シテハ其性質ニ反セサル限リ當事者ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百四十條　第三者カ正當ノ事由ナクシテ第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ノ提出ヲ拒ミタルトキハ其第三者ニ對シ二十圓以下ノ過料ニ處ス

第三百四十一條　第三者カ正當ノ事由ナクシテ前條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ノ提出ヲ拒ミタルトキハ其第三者ニ對シ決定ヲ以テ更ニ二十圓以下ノ過料ニ處シ且其提出ヲ命スルコトヲ得

第三百四十二條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百四十三條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百四十四條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百四十五條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百四十六條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百四十七條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百四十八條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百四十九條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百五十條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百五十一條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百五十二條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百五十三條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百五十四條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百五十五條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百五十六條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百五十七條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百五十八條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百五十九條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百六十條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百六十一條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百六十二條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百六十三條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百六十四條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百六十五條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百六十六條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百六十七條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百六十八條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百六十九條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百七十條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百七十一條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百七十二條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百七十三條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百七十四條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百七十五條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百七十六條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百七十七條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百七十八條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百七十九條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百八十條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百八十一條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百八十二條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百八十三條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百八十四條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百八十五條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百八十六條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百八十七條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百八十八條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百八十九條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百九十條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百九十一條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百九十二條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百九十三條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百九十四條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百九十五條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百九十六條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百九十七條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百九十八條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百九十九條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百四百條　第三百三十七條ノ規定ニ從ヒ提出ヲ命セラレタル證書ヲ第三者カ正當ノ事由ナクシテ提出セサルトキハ裁判所ハ相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

甲之五

公庭ニ於テ更ニ陳述アラシ
ヲ申立テハ之ヲ為サス
但裁判所ニ於テ必要ト認メタル
ときハ裁判ニ依リ先ツ法律ノ助力ヲ
以テ取寄スルコトヲ得ヘキ
旨ヲ命スルコトアルヘシ
ハ之ヲ準用
セス

公庭ニ於テ更ニ第三百廿六条ヲ百廿八條第二項ノ一分ノミ要用ナル牛ハ第
基キ記載シ提出スヘキ証書ハ従ヒ作成
ルヘキ旨ヲ命セラレタルトキハ其書ヲ
ヲ拒ミタルトキハ第三百廿六条ノ
ノ規定ヲ準用ス

第三百廿三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百廿四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百廿五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百廿六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百廿七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百廿八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百廿九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百三十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百三十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百三十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百三十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百三十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百三十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百三十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百三十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百三十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百三十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百四十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百四十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百四十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百四十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百四十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百四十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百四十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百四十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百四十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百四十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百五十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百五十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百五十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百五十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百五十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百五十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百五十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百五十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百五十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百五十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百六十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百六十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百六十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百六十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百六十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百六十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百六十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百六十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百六十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百六十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百七十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百七十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百七十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百七十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百七十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百七十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百七十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百七十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百七十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百七十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百八十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百八十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百八十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百八十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百八十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百八十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百八十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百八十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百八十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百八十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百九十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百九十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百九十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百九十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百九十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百九十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百九十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百九十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百九十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第三百九十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百二十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百二十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百二十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百二十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百二十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百二十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百二十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百二十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百二十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百二十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百三十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百三十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百三十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百三十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百三十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百三十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百三十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百三十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百三十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百三十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百四十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百四十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百四十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百四十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百四十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百四十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百四十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百四十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百四十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百四十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百五十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百五十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百五十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百五十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百五十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百五十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百五十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百五十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百五十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百五十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百六十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百六十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百六十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百六十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百六十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百六十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百六十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百六十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百六十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百六十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百七十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百七十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百七十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百七十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百七十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百七十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百七十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百七十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百七十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百七十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百八十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百八十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百八十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百八十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百八十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百八十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百八十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百八十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百八十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百八十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百九十条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百九十一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百九十二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百九十三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百九十四条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百九十五条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百九十六条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百九十七条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百九十八条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第四百九十九条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第五百条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第五百一条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第五百二条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更ニ
ヘシ

第五百三条 裁判所ハ其決定ヲ為スニ
ノ為メ必要アリト認メタル牛ハ職権ヲ以テ
証拠調ノ完結ノ後ト雖モ更

裁判所ハ證書ノ眞正ナルヲ疑フキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其證書ニ署名捺印シ又ハ公證ヲ爲ス人ヲシテ其眞正ナルヿヲ證スルヿヲ爲サシムルヿヲ得

裁判所ハ外國ニ於テ作リタル證書ニシテ公ノ證アルモノヲ詳細ナル證明ナクシテ眞正ト認ムヘキヤ否ヲ其場合ノ情況ニ隨ヒ判定スルヿヲ要ス然レトモ外國駐劄ノ本邦ノ公使又ハ領事ノ保證アルキハ其證書ノ眞正ナルヿヲ確信スルヿヲ得

第三百四十三條 相手方ノ承認セサル私證書ハ眞正ナルヿヲ證スルヿヲ要ス

署名捺印ノ眞正ナルヿヲ確

第三百三十七條ヨリ第三百四十三條マデノ規定ハ公證人ノ作リタル證書ニ之ヲ準用ス

第三百四十四條 公證人ハ署名捺印ノ前ニ在スル記載ハ眞正ナリト推定セラル但又證ハ之ヲ許ス

證書ノ眞否ノ證ハ總テノ適法及ヒ證書ノ對照ニ因テ之ヲ擧

寶ナルヿヲ證スルヿヲ要ス

眞正ナルヿヲ自認セラレタル適當ノ對照書類ナキキハ其手書ヲ爲スヘキ原告又ハ被告ニ對シ裁判所ニ於テ定マリタル語辭ヲ書セシムルヿヲ命スルヿヲ得其書セラレタル語辭ハ調書ノ附錄トシテ之ニ添附ス

甲之九

ルヿヲ要ス

裁判所ハ手書對照ノ結果ニ付キ自由ナル心證ヲ以テ又適當トスル場合ニハ鑑定人ヲ審訊シタル後裁判ス

原告又ハ被告カ對照スヘキ語辭ヲ書スヘキ裁判所ノ命ニ十分ナル辯解ナクシテ從ハサルカ又ハ書樣ヲ變シ又ハ手書ヲ爲シタルヤ否ヤハ裁判所自由ナル心證ヲ以テ之ヲ眞正ト認ムルヿヲ得

第三百四十四條　證書ノ眞否ニ付テノ相手方ノ主張ハ其他ノ證據ヲ要セスシテ確實ナリト看做サル

第三百四十五條　證書ハ署名捺印ノ眞否ヲ最早識別スルヿ能ハサル程古キモノハ裁判所自由ナル心證ヲ以テ之ヲ眞正ト認ムルヿヲ得

第三百四十六條　提出セラレタル證書ハ直チニ之ヲ還付シ又適當トスル場合ニハ其謄本ヲ還付スルヿヲ得

前項ノ規定ハ裁判所カ必要ト認メテ之ヲ留メ置クヿヲ妨ケス

第三百四十七條　證書ノ眞正ナラサルヿヲ證セントスル者ハ其變造若クハ僞造ナルヿヲ眞實ニ反キテ主張シタル原告又ハ被告ニハ其惡意若クハ重過失ノ責アル時ハ五十圓以下ノ過料ヲ科ス

又私證書ノ眞正ナルヿヲ眞實ニ反キテ爭フ時ハ前項ト同一ナル條件ヲ以テ二十圓以下

第三百四十八條　此節ノ規定ハ事件ノ本性カ許ス限リハ其他事跡ノ記念又ハ權利ノ證徴ノ爲メ作リタル割符界標等ノ如キ記念物ニモ之ヲ準用ス

第三百四十九條　檢證ノ申出ハ證據ト爲ルヘキ物又ハ場所ヲ表示シテ之ヲ爲スヘキコトヲ裁判所ニ求ムルニ因リ之ヲ爲ス

第三百四十節　檢證ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ決定シタル場合ニ於テ裁判所ノ命令ニ依リ之ヲ爲ス

檢證ハ其檢證スヘキ物ヲ訟庭又ハ其近傍ニ搬致シ得ヘキトキハ受訴裁判所ノ面前ニ於テ之ヲ爲スヲ通例トス

其物カ不動産ナルトキ又ハ動産ニシテ裁判所ノ搬致カ不相應ノ費用ヲ要スヘキトキハ其搬致カ困難ナルトキハ受訴裁判所ノ外ニ在ル時日若クハ所在地ニ就キ檢證ヲ爲スコトヲ得

檢證ハ其檢證スヘキ物ヲ訟庭又ハ其近傍ニ搬致シ得ヘキトキハ受訴裁判所ノ面前ニ於テ之ヲ爲スヲ通例トス

其物カ不動産ナルトキ又ハ動産ニシテ裁判所ノ搬致カ不相應ノ費用ヲ要スヘキトキハ其搬致カ困難ナルトキハ受訴裁判所ノ外ニ在ル時日若クハ所在地ニ就キ檢證ヲ爲スコトヲ受訴裁判所ノ裁判事又ハ區裁判所ニ委任スルヘキトキハ受訴裁判所ノ全員カ其物ノ所在地ニ臨ムヲ得

第三百四十四條　受訴裁判所ハ檢證ヲ爲スニ際
シ鑑定人ヲ立會ハシムヘキコトヲ命スルコトヲ
得此場合ニ於テハ第五節ノ規定ヲ準用ス
但シ「忌避ノ申立ニ關スル裁判所ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス」
第三百四十五條　檢證物ヲ準備シ置クヘキ事
證者ノ義務及ヒ事證者ノ相手方又ハ第三者
ニ於テ檢證物ヲ所持スルコトヲ主張シタルトキ
其檢證物ヲ出示スヘキ相手方又ハ第三者ノ
義務ニ付テハ第三百三十二條以下ノ規定ヲ
準用ス
第三百四十六條　檢證ヲ爲スノ際發見シタル
事項ハ調書ニ記載シテ之ヲ明確ニシ又必要
トスル場合ニハ調書ノ附錄トシテ添附スヘ

キ圖面ニ因リ之ヲ明確ニスルコトヲ要ス
若シ圖面ニ因リ既ニ記錄中ニ存スル檢證物
トノ對照ニ必要トスル場合ニハ之ヲ更正
スルコトヲ要ス

第三百四十七節　原告被告ヲ證人ニ訊問ス
ルニ因レル證據

第三百四十八條　裁判ノ爲メ必要ナル事實
ニ付テハ證人ニ原告又ハ被告ヲ訊問スルコ
トヲ得

第三百四十九條　證人ハ原告被告又ハ證人
トシテ訊問セラレタル事實ニ因リテ其ノ者
ニ供出セタル證據ニ付テモ裁判所ノ心證ヲ生セシムルニ足ラサ

（八申立ニ因リ又ハ職權ノ以テ原告又ハ被告ノ本人ヲ訊問スルヲ得）

十二條第三項及ビ第三百三十四條ノ規定ヲ準用シテ申立ニ因リ之ヲ許シ又ハ職權ヲ以テ之ヲ決定スルコトヲ得

（例則）第三百五十四條　原告被告ヲ證人トシテ訊問スルニ因リ心證據ニハ下ノ數條ニ於テ別ニ規定ヲ設ケサル限リハ公證ニ付テノ成規ヲ準用ス

第三百五十五條　裁判所ハ原告又ハ被告ヲ證人トシテ訊問スルコトヲ決定シ且原告又ハ被告自身カ其訊問ヲ直チニ爲スヘキコトヲ決定シタルトキハ其原告又ハ被告自身カ在廷ナラサルトキハ此證決定ノ已有事項ニ因リ訊問ヲ爲スヘキ事實ヲ通例トス

（通知シテ新期日ニ之ヲ呼出ス）

第三百五十六條　第二百九十一條第二號乃至第五號ノ規定ハ原告被告ヲ證人トシテ訊問スルノ際ニ之ヲ適用セス

第三百五十七條　證人トシテ訊問スヘキ事實ニ付キ舉證ノ義務アル原告又ハ被告ハ最初ニ證トシテ之ヲ申立ツルヲ通例トス

（第二百九十一條ノ訊問ヲ終リタル後ニ於テ）

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

（各方ハ第三百六十一條第二項ノ規定ニ依リ）

第三百五十八條　原告被告ハ證人トシテ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百五十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百六十條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百六十一條　各方ハ第三百六十條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百六十二條　證人トシテ訊問スヘキ事實ニ付キ舉證ノ義務アル原告又ハ被告ハ最初ニ證トシテ之ヲ申立ツルヲ通例トス

（第二百九十一條ノ訊問ヲ終リタル後ニ於テ）

第三百六十三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百六十四條　各方ハ第三百六十三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百六十五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百六十六條　各方ハ第三百六十五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百六十七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百六十八條　各方ハ第三百六十七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百六十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百七十條　各方ハ第三百六十九條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百七十一條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百七十二條　各方ハ第三百七十一條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百七十三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百七十四條　各方ハ第三百七十三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百七十五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百七十六條　各方ハ第三百七十五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百七十七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百七十八條　各方ハ第三百七十七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百七十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百八十條　各方ハ第三百七十九條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百八十一條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百八十二條　各方ハ第三百八十一條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百八十三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百八十四條　各方ハ第三百八十三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百八十五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百八十六條　各方ハ第三百八十五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百八十七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百八十八條　各方ハ第三百八十七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百八十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百九十條　各方ハ第三百八十九條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百九十一條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百九十二條　各方ハ第三百九十一條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百九十三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百九十四條　各方ハ第三百九十三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百九十五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百九十六條　各方ハ第三百九十五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百九十七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百九十八條　各方ハ第三百九十七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第三百九十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百條　各方ハ第三百九十九條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百一條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百二條　各方ハ第四百一條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百四條　各方ハ第四百三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百六條　各方ハ第四百五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百八條　各方ハ第四百七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百十條　各方ハ第四百九條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百十一條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百十二條　各方ハ第四百十一條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百十三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百十四條　各方ハ第四百十三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百十五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百十六條　各方ハ第四百十五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百十七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百十八條　各方ハ第四百十七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百二十條　各方ハ第四百十九條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百二十一條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百二十二條　各方ハ第四百二十一條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百二十三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百二十四條　各方ハ第四百二十三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百二十五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百二十六條　各方ハ第四百二十五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百二十七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百二十八條　各方ハ第四百二十七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百二十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百三十條　各方ハ第四百二十九條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百三十一條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百三十二條　各方ハ第四百三十一條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百三十三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百三十四條　各方ハ第四百三十三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百三十五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百三十六條　各方ハ第四百三十五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百三十七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百三十八條　各方ハ第四百三十七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百三十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百四十條　各方ハ第四百三十九條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百四十一條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百四十二條　各方ハ第四百四十一條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百四十三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百四十四條　各方ハ第四百四十三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百四十五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百四十六條　各方ハ第四百四十五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百四十七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百四十八條　各方ハ第四百四十七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百四十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百五十條　各方ハ第四百四十九條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百五十一條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百五十二條　各方ハ第四百五十一條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百五十三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百五十四條　各方ハ第四百五十三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百五十五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百五十六條　各方ハ第四百五十五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百五十七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百五十八條　各方ハ第四百五十七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百五十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百六十條　各方ハ第四百五十九條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百六十一條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百六十二條　各方ハ第四百六十一條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百六十三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百六十四條　各方ハ第四百六十三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百六十五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百六十六條　各方ハ第四百六十五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百六十七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百六十八條　各方ハ第四百六十七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百六十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百七十條　各方ハ第四百六十九條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百七十一條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百七十二條　各方ハ第四百七十一條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百七十三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百七十四條　各方ハ第四百七十三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百七十五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百七十六條　各方ハ第四百七十五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百七十七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百七十八條　各方ハ第四百七十七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百七十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百八十條　各方ハ第四百七十九條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百八十一條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百八十二條　各方ハ第四百八十一條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百八十三條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百八十四條　各方ハ第四百八十三條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百八十五條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百八十六條　各方ハ第四百八十五條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百八十七條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百八十八條　各方ハ第四百八十七條第二項ノ規定ニ依リ留保シテ相手方ノ訊問ヲ受クルニ付テハ正當ノ事由アルニ非サレハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四百八十九條　證人ハ宣誓ノ前又ハ後ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

（第三百四十八條ノ訊問ヲ終リタル後又ハ其他必要ト認メタルトキニ）

第四

求ムルヿヲ得

原告又ハ被告ヲ訊問シタル後裁判所ノ心證ニ於テ最初ニ為シタル訊問ニテハ其證スヘキ事實カ十分確實ナラストスルヰハ職權ヲ以テモ亦相手方ノ訊問ヲ決定スルヿヲ得

（第三百五十九條）　證ノ義務アル原告又ハ被告カ證據ヲ述フルヿヲ拒ミ且其拒絶カ至當ナラサルヰハ裁判所ハ原告被告ヲシテ訊問セラルヘキヿヲ決定スルヿヲ得

又ハ相手方ノ申立ニ因リ證人ノ訊問ヲ決定スルヿヲ得

裁判所カ證人ノ訊問ヲ決定スルニ當リ情況ニ隨ヒ證人ノ資格ニ付キ判斷ヲ爭フヿヲ得サリシヿヲ心證スルヿヲ得

タル時ハ亦右ニ同シ

（第三百六十條）　證人トシテ訊問セラルヘキ原告又ハ被告ニハ兩造ニ於テ其供述スヘク其僞證ノ場合ニ於テハ刑事上訴追セラルヘキヿヲ宣誓前ニ明告スルヿヲ要ス

（第三百六十一條）　原告又ハ被告ヲ訊問スル前ニ宣誓セシメサルヿヲ得

然レモ裁判所カ原告又ハ被告ヲ宣誓セシメ又ハ被告ヲ證人トシテ訊問シタル後相手方ヨリモ亦證人トシテ訊問スルヿヲ決定シタルヰハ訊問ノ終結スルマテ相手方ノ宣誓ヲ止メ且其為シタル供述カ全ク不信實ナルヿヲ顯ハル、場合ニ於テハ其宣誓ヲ為サシメサルヿヲ得

第三百四十九條　裁判所ハ被告ヲ證人トシテ
ヲ裁判所ニ出頭セシムルトシテ
證據ヲ述ベシムル爲メ又ハ之ヲ
人ヲ引渡スヿヲ許サス
原告若クハ被告カ十分ナル理由ナクシテ證
據ヲ述ヘルヿヲ拒ミ又ハ證人ト
ヲ爲メ定メタル期日ニ出頭セサル
キハ裁判所ハ其意見ヲ以テ宣誓ヲ
ニ因テ準證スヘキ相手方ノ主張ヲ正當ト認
ムルヿヲ得

第三百五十條　訴訟無能力者ノ法律上代人
カ爭訟ヲ爲スヿハ法律上代人
滿十六歳ト爲リタル者ニ限リ訴訟無能力

者ヲ證人トシテ訊問スヘキヤ又ハ此兩人ヲ
證人トシテ訊問スヘキヤヲ決定スルハ裁判
所ノ意見ニ任カス

國府縣、郡區、町村、社寺又ハ社團カ訴訟人ナル
キハ第三百五十三條乃至第三百六十二條ノ
規定ヲ適用スル此ノ如キ訴訟人ノ法律上代
人ニ因レル準證ハ人證ニ付テノ成規ニ從フ

法律上代人數人アル時ハ其一人ヲ訊問スヘキヤ又ハ
數人ヲ訊問スヘキヤヲ決定スルニ付テハ前項ニ同シ

民事訴訟法草案

第十八回

第四節　証據保全

第三百十條　事訟ノ係屬セサル先又ハ事訟ノ終結シタル後ニ於テ證據ノ保全ヲ必要トスル事由ヲ疏明シテ其證據ノ取調ヲ申立ツルトキハ裁判所ハ其取調ヲ爲スヘシ

第三百十一條　事訟カ既ニ繫屬ト爲リタル場合ニ於テハ其訊問セラルヘキ者ノ現在地又ハ檢證セラルヘキ物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ申請ヲ爲スヲ得

在ル區裁判所ハ事訟カ未タ繫屬ト爲ラサル

キハ專屬管轄ヲ有ス
申請ハ書面又ハ口頭ニテ之ヲ爲スヿヲ得

第三百十條　申請ハ左ノ諸件ヲ包含スルヿヲ要ス

第一　相手方ノ氏名、身分、職業及ヒ住所ノ表示

第二　採證[illegible]事實ノ表示

第三　擧證方法ノ表示殊ニ證人又ハ鑑定人ヲ訊問[illegible]トキハ其氏名、身分、職業及ヒ住所ノ表示

第四　擧證方法ヲ失ヒ又ハ將來之ヲ使用シ難カルヘキ恐アル旨及ヒ其理由ヲ表明シ但其理由ハ疏明スルヿヲ要ス

第三百十條　申請ニ付テハ豫メ口頭辯論ヲ經スシテ決定ヲ爲スヿヲ得

申請ヲ許容[illegible]

[illegible]送達シ且相手方ヲシテ其權利防衛ノ爲メ呼出スヿヲ要ス

切迫ナル危險ノ場合ニ於テ相手方ノ呼出ヲ適當ナル時間ニ爲スヿヲ得サルトキト雖モ採證ハ此カ爲メ妨ケラレス

申請ヲ許容シタル決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルヿヲ得ス

第三百十條　採證ハ此章ノ第四節第五節及ヒ第六節ノ成規ニ從ヒ之ヲ爲ス

採證ニ付テノ調書ハ採證ヲ命シタル裁判所ニ之ヲ貯藏スルヲ要ス

第三百七十八條　申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ再度ノ採證ヲ命シ又ハ既ニ採リタル證據ノ補充ヲ命スルコトヲ得

第三百七十九條　申立人カ相手方ヲ指定セサル件ナキニ非スシテ相手方ヲ指定シ能ハサルトキ又ハ申立人自己ノ過怠ニ非スシテ相手方ヲ疏明スル場合ニ限リ其

申請ヲ許ス

申請カ許容セラレサル件ハ裁判所ハ其知レ

サル相手方ノ權利防衛ノ為メ臨時代人ヲ任

スルコトヲ得

第二章　區裁判所ノ許訟手續

第一節　通常ノ許訟手續

第三百四十九條　區裁判所ノ通常ノ許訟手續ハ
區裁判所ノ規定ニ因リ特ニ定メタル場合ヲ除ク
ノ外地方裁判所ノ通常ノ許訟手續ニ關スル規定
ニ從フ

第三百五十條　許訟ノ目的ノ價額ニ關スル規定
ハ訴ノ變更又ハ反訴ニ因リ其ノ價額ニ差異ヲ生
シタル場合ニ限リ之ヲ適用ス

第三百五十一條　許訟ノ目的ノ價額ハ訴ヲ起シ
タル時ヲ標準トシテ之ヲ定ム

第三百五十二條　口頭辯論ノ爲メ期日ヲ定メ
又ハ口頭辯論ノ開始ニ對シ障礙ノ生シタル場合
ニ於テ當事者ノ一方カ出頭セス又ハ出頭スルモ
辯論ヲ爲ササルトキハ裁判所ハ其ノ者ニ對シ
訴ヲ却下シ又ハ其ノ者ノ申立ニ從ヒ缺席判決
ヲ爲スコトヲ得

第三百五十三條　當事者ノ一方カ口頭辯論ノ
期日ニ出頭シタル場合ニ於テ相手方ノ申立ニ
因リ又ハ職權ヲ以テ辯論ヲ續行スル爲メ新ニ
期日ヲ定メタルトキハ其ノ者ニ對シ口頭

後一

裁判所書記ハ訴状ノ副本又ハ調書ノ謄本ヲ被告ニ送達ヒシ為ムル準備書面ノ交換ハ之ヲ為サシムル

第百六十六條　原告被告ハ豫メ通知スルニ非サレハ相手方ニ於テ恐ク不意ト陳述ヲ為シ得サルヘキ申立及ヒ事實上ノ主張ヲ口頭辯論ノ前ニ相手方ニ通知スルコトヲ得其通知ヲ書別ノ方式ニ依ラスシテ口頭又ハ書簡ヲ以テ一方ヨリ他ノ一方ニ之ヲ為スコトヲ得然レトモ原告被告ハ相手方ニ送達スル為メ其申立及ヒ主張ヲ書面ヲ以テ裁判所ニ提出シ又ハ裁判所ニ於テ口頭ヲ以テ之ヲ陳述スルコトヲ得

第百六十七條　裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ口頭辯論ノ期日ヲ定ム

第百六十八條　裁判所ハ口頭辯論ノ期日ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルニハ當事者ノ呼出ヲ為スヘシ

呼出ハ口頭辯論ノ期日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ為スヘシ但急迫ナル場合ニ於テハ裁判所ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

送達カ外國ニ於テ為サルヘキ時ハ期間ハ情況ニ應シテ之ヲ定ムルコトヲ要ス

第百六十九條　原告被告ハ通常ノ裁判日ニ於テ、豫メ期日ノ指定ヲ為サルコトヲ得

裁判所ハ口頭辯論ノ期日ニ出頭シタル當事者ニ對シ爭點ニ付キ辯論ヲ為サシムルコトヲ得

第百七十條　本事件ノ辯論前ニ提出スヘキ規定ハ裁判所ニ於テ此場合ニ於テハ訴ノ提起ハ口頭ノ演述ヲ以テ成ルモノトス

第百七十一條　本事件ノ辯論前ニ提出スヘキ規定ハ裁判所ニ於テ此場合ニ於テハ訴ノ提起ハ口頭ノ演述ヲ以テ成ルモノトス

第百七十二條　本事件ノ辯論ハ數箇ノ妨訴ノ抗辯ヲ同時ニ為スヘキ規定ハ裁判所ニ於テ此場合ニ於テハ訴ノ提起ハ口頭ノ演述ヲ以テ成ルモノトス

第百七十三條　本事件ノ辯論ハ數箇ノ妨訴ノ抗辯ヲ同時ニ為スヘキ規定ハ裁判所ニ於テ此場合ニ於テハ訴ノ提起ハ口頭ノ演述ヲ以テ成ルモノトス

ノ辯論前ニ主張シ
ス
被告ハ妨訴ノ抗辯ニ基キ本事件ノ辯論ヲ拒
ムノ權利ナシ然レ
ハ職權ヲ以テ右ノ抗辯ニ付キ分離シテ辯論
ヲ為スヘキヲ命スルヲ得
第四百二十二條 地方裁判所ノ管轄ニ屬ス
ル
請求カ反訴ニ因テ
リ本事件ニ付キ尚ホ辯論ヲ為スノ前ニ申立
テタル場合ニ限リ
判所ニ移送スルヲ要ス
訴ノ申立ノ擴張ニ
管轄ニ屬スヘキモ
ノト為リタルトキモ亦右

第四百二十七條 同シ

述ハ裁判所ノ意見ニ隨テ爭訟關係ヲ十分明
確ニスル為メ必要ナルモノニ限リ訴訟調書
ヲ以テ之ヲ明確ニスルヲ要ス
自認、拋棄及ヒ知解ハ調書ヲ以テ之ヲ明
確ニスルヲ要ス
調書ハ區裁判所裁判事及ヒ裁判所書記之ヲ檢
認スルヲ要ス
第四百二十八條 前ニ三箇條ノ規定ハ和解ノ
場合ニ之ヲ準用ス
第四百二十九條 裁判所ハ和解ノ調書ニ基キ
和解ノ目的ノ
ヲ以テ足ル
和解ノ調書ハ區裁判所裁判事及ヒ裁判所書記之ヲ檢
認シ且ツ其ノ
ヲ要ス
和解ノ調書ハ確定判決ト同一ノ效力ヲ有ス
第四百三十條 和解ノ調書ニ基キ和解ノ目的
ノ
ヲ得
又ハ
ヲ

當事者双方出頭シ和解ヲ調ヘタルトキハ之ヲ調書ニ明確ニスヘシ（調書ニ記シ）
要ス
和解カ調ハサルトキハ當事者双方ノ申立ニ因リ其事件ヲ直チニ本案ノ辯論ニ移スヘシ此場合ニ於テハ訴ノ提起ハ和解ノ申立ノ時ニ在リタルモノト看做ス
相手方カ出頭セス又ハ和解調ハサルトキハ之ヲ申立人ニ告知シ其費用ハ爭訟ノ費用ノ一部ト看做サル

二十三年五月再議 第三百七十条 支拂命令ハ已ニ裁判所ニ之ヲ出スヘシ……

第二節　督促手續

第四百三十九條　通常ノ訴訟手續ニ於テ訴追スルトキ請求ハ一定ノ金額ノ支拂又ハ其他ノ代替物若クハ有價證券ノ一定ノ數量ノ給付ヲ目的トスル場合ニ於テ債權者ハ通常ノ訴訟手續ニ於ケル訴ノ提起ニ換ヘテ督促手續ニ由リ條件付ノ支拂命令ヲ債務者ニ對シ發スルコトヲ其地管轄ノ區裁判所ニ申立ツルコトヲ得

申請ノ包有事項ニ從ヒ請求ノ主張カ未タ爲サヽル反對給付ニ繫ルトキ又ハ支拂命令書ノ送達カ外國ニ於テ若クハ公示送達ニ因テ爲サヽルヘキトキハ督促手續ニ依ルコトヲ許サス

しサりしてノト為依こ通常ノ訴訟手續ニ於テ追
第四百二十六條　支拂命令ヲ發スルトノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ提出スルトヲ得
其申請ハ左ノ諸件ヲ包含スルトヲ要ス
第一　請求ノ數額及ヒ其原由ノ表示又請求カ數項ヨリ成ルトキハ其各項ノ數額若クハ其目的物及ヒ原由
第二　支拂命令ヲ發スルトノ申立
第四百二十七條　裁判所ハ申請ヲ實質上調査シ其ヤ請カ明二條ノ規定ニ適當セス又ハ申請若ノ明示ニ因リ請求カ總テ若クハ現時理由十キトノ顯ハルヽトキハ其申請ヲ却下ス
支拂命令カ請求ノ一分ノミニ付キ發セラルトキ亦却下ヲ為ストヲ要ス然レモ又得サルトキハ

數箇ノ請求中或ル、モノカ理由ナケレテ其他ノモノカ理由アリト見エルトキハ其理由アリト見エルモノニ付キ申請ヲ許容ス
却下ノ命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルトヲ得ス然レモ債權者ハ督促手續ニ適セスト認メラレタルトキハ通常ノ訴訟手續ニ於テ追行スルトヲ得
第四百二十八條　支拂命令ハ豫メ債務者ヲ審訊スルトナクシテ之ヲ發ス
支拂命令ハ第四百二十六條第一號ニ掲ケタル申請ノ要件ト即時ノ強制執行ヲ避ケント欲セハ送達ノ日ヨリ十四日ノ期間内ニ請求及ヒ數額ヲ以テ

用ヲ債権者ニ辨償スヘク又ハ裁判所ニ異議ヲ申立ツヘキヤノ催告ヲ為スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

第四百二十九條　債務者ニ送達スルヲ以テ始マル

第四百三十條　異議ヲ申立ツルニハ債務者カ支拂命令ニ對シ異議ヲ申立ツル丁ヲ書面又ハ口頭ニテ陳述スルヲ以テ足ル但其理由ノ明示ハ之ヲ要セス

第四百三十一條　債務者カ請求ノ全部又ハ一分ニ對シ適當ナル時間ニ異議ヲ申立ツル時ハ支拂命令ハ其効力ヲ失ヒ權利拘束ノ効力ハ存續スト雖モ異議カ特ニ數箇ノ請求中ノ或ルモノニ對シ申立テラルル時ハ支拂命令ハ其他ノ請求又ハ之ニ相當スル費用ノ部分ニ付キ効力ヲ存ス

事件カ區裁判所ニ屬スルトキハ口頭辯論ノ期日ハ第四百二十條ノ規定又ハ第四百二十八條ニ從ヒ之ヲ定ムヘシ其然ラサル場合ニ於テハ適當ナル時間ニ異議ノ申立アリタルコトヲ債權者ニ通知スルコトヲ要ス

債權者ハ右最後ノ場合ニ於テ通知書ノ送達アリタル日ヨリ起算シテ一个月ノ期間内ニ管轄裁判所ニ訴ヲ起スコトヲ要ス若シ之ニ違フトキハ權利拘束ノ効力ハ消滅ス

第四百三十二條　督促手續ノ費用ハ適當ナル

時間ニ異議ノ申立アリタル場合ニ於テハ發生スヘキ爭訟ノ費用ノ一分ト雖モ負擔サル

第四百三十三條　債務者カ法律上ノ期間内ニ於テ異議ヲ申立テサルキハ支拂命令ハ確定シタル關席判決ノ效力ヲ得

債權者ニハ異議ノ申立ナキヿヲ通知スルヿヲ要ス債權者カ通知書ノ送達アリタル日ヨリ起算シテ三个月ノ期間内ニ支拂命令書ノ執行カアル正本ヲ求メサルキハ支拂命令ハ權利拘束ノ効力ノ消滅ト共ニ其効力ヲ失フ

第四百三十四條　異議ハ命令ヲ以テ之ヲ却下ス

時期ニ後レテ申立テラレタル異議ハ命令ヲ以テ之ヲ却下ス

却下ノ命令ニ對シテハ七日ノ期間内ニ抗告

ヲ爲スヿヲ得

第四百三十五條　異議ノ期間ヲ懈怠シタル債務者ハ左ノ場合ニ於テ七日ノ期間内ニ非常異議ヲ申立ツルヿヲ得

第一　債務者カ天災又ハ其他避クヘカラサル事變ニ因リ法律上ノ期間内ニ異議ヲ申立ツルヿヲ妨ケラレタルキ

第二　債務者カ其過怠ニ非スシテ支拂命令書ノ送達ヲ知ラサリシキ

非常異議ニハ第四百十三條乃至第四百十五條ノ規定ヲ準用ス

第四百三十六條　支拂命令ヲ發スルヿノ申請又ハ異議ノ申立ハ謄本ヲ以テ相手方ニ之ヲ

通知スルヿヲ要セス

第四百三十七條　債権者ノ為メ支拂命令ヲ發スルヿヲ求メ又ハ債務者ノ為メ支拂命令ニ對シ異議ヲ申立ツル第三者ハ其委任ヲ證ス

第四百三十八條　和解手續ハ第三節ノ要セサル訴ヲ起サレス又地方裁判所又ハ區裁判所ニ發スルヿヲ督促手續ニ於テ支拂命令ヲ各方ハ其地管轄ノ區裁判所ニ和解ノ試ヲ申立テラレサル間ハ原告被告ノ立ツル權利ヲ有ス

民事訴訟法草案

第十九回

五月四日脱稿

第四百三十九條　和解試ヲ為スノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スヲ得其謄本ハ相手方ニ付送スルヲ要セス

其申請ハ左ノ諸件ヲ包含スルヲ要ス

第一　原告被告ノ氏名、身分、職業及ヒ住所

第二　爭訟物ノ明示

第四百四十條　和解試ノ為メノ原告被告ノ呼出狀ニハ前條ニ掲ケタル申請ノ要件及ヒ期日ニ本人出頭スヘキノ催告ヲ掲ク

申請ヲ自ラ提出スル原告又ハ被告ニ其交付セラルヘキ呼出狀ヲ之ヲ呼出シ且其ノ相手方ニ送致スルヲ之ニ委任スルヲ得

第四百四十一條　原告被告ハ通常ノ裁判日ニ於テハ豫メ期日ノ指定ナクシテ和解辯論ノ爲メ裁判所ニ出頭スルコトヲ得

第四百四十二條　裁判所ハ和解辯論ニ於テ代人ヲ許サス但代人ヲ出頭セサルコトカ充分ニ辯解セラルヽトキハ此限ニ在ラス

第四百四十三條　裁判所ハ原告被告雙方ノ申立ニ因リ證人及ヒ鑑定人ヲ訊問シ又ハ檢證ヲ爲スコトヲ得

第四百四十四條　和解カ調ヒタルトキハ調書ヲ以テ之ヲ明確ニスルコトヲ要ス

原告被告ノ一方カ出頭セサルトキ又ハ和解試カ調ハサルトキハ和解試ルトキ又ハ和解試ヘキ爭訟ノ費用ハ發生スヘキ爭訟ノ費用ノ一分ト看做サ

カ調ハサルトキハ其事ノミヲ調書ニ記スルヲ要ス

第四百四十五條　原告被告ノ一方カ出頭セサ

第五編　上訴

第一章　控訴

第四百四十六條　控訴ハ區裁判所及ヒ地方裁判所ノ第一審ニ於テ發シタル判決ニ對シ之ヲ為スコトヲ得

第四百四十七條　原告又ハ被告ハ故障カ關席判決ヲ受ケタル場合存セサリシコトヲ以テ關席判決ニ限リ關席判決ニ對シ控訴ヲ申立ツルコトヲ得

第四百四十八條　控訴ハ口頭辯論ノ前ニ於テ被控訴人ノ承諾ナキニ拘ハラス之ヲ取下クルコトヲ得

控訴ノ取下ハ上訴權ヲ喪失スルノ結果ヲ生

第四百四十八條　原告被告ハ定マリタル爭訟ノ為メ控訴ヲ為サヽルノ契約ヲ為スヿヲ得其契約ハ不服申立ヲ免カルヘキ裁判ヲ為スヿヲ得ス

裁判所ニ於テ口頭辯論ノ除調書ニ之ヲ口述シ又ハ判決ヲ發スル前若クハ其後ニ書面ヲ以テ之ヲ取結フヿヲ得

第四百四十九條　控訴期間ハ一个月トシ判決書ノ送達ヲ以テ始マル但判決書送達前ノ控訴ノ提起ハ無効タリ

若シ控訴期間内ニ於テ判決カ第三百八十九條ノ規定ニ従ヒ追加裁判ヲ以テ補充セラレタルトキハ控訴期間ハ最初ニ為サレタル判決ノ送達ヲ以テ更ニ始マル

第四百五十條　控訴ノ提起ハ控訴狀ヲ管轄控訴裁判所ニ差出スニ因テ之ヲ為ス

第四百五十一條　控訴狀ハ準備書面ニ付テノ普通規定ニ從ヒ之ヲ作リ且左ノ諸件ヲ掲クルヿヲ要ス

第一　控訴ヲ受ケタル判決ノ表示

第二　其判決ニ對シ控訴カ起サルヽヿノ陳述

第三　判決ニ對シ不服カ申立テラルヽ程度ニ付キ定マリタル陳述及ヒ不服ノ理由

第四　主張スヘキ新ナル事實及ヒ擧證方法

ノ明示

第五　定マリタル申立
然レドモ右第四號ニ掲ケタル要件ノ欠缺ハ控
訴提起ノ効力ニ影響ヲ及ホサス

第四百五十二條　控訴ノ提起ハ原告又ハ被告
ヨリ第一審裁判所ニ之ヲ届出ツルコトヲ要ス」
裁判所書記ハ届書ヲ受取リタル後控訴人ノ
費用ヲ以テ記録ヲ控訴裁判所ニ差出スコトヲ
要ス

第四百五十三條　控訴ハ法律上ノ方式及ヒ期間ニ於テ起
ル控訴又ハ法律ノ許スヘカラサルコトノ判然ナ
サレサル控訴ハ命令ヲ以テ之
ヲ却下ス

却下ノ命令ニ對シテハ七日ノ期間内ニ抗告
ヲ為スコトヲ得

第四百五十四條　前條ノ場合ノ外控訴状ノ副
本ハ十四日ノ期間内ニ答辯書ヲ差出スヘキ
ノ催告ヲ以テ之ヲ被控訴人ニ送達ス但實濶
ナル事件又ハ錯雜ナル事件ニ於テハ期間ヲ
相當ニ伸長スルコトヲ得

第四百五十五條　答辯書ハ準備書面ニ付テノ
普通規定ニ從ヒ之ヲ作リ且被控訴人ノ定マ
リタル申立及ヒ其主張スヘキ新ナル事實并
ニ擧證方法ヲ掲クルコトヲ要ス

第四百五十六條　被控訴人ハ答辯書ニ於テ控
訴ニ從屬スルコトヲ得

關席判決ニ對シ控訴ヲ以テ不服ヲ申立ツル
丁ニ付テノ規定ハ從屬ニ因テ關席判決ニ對
シ不服ヲ申立ツル丁ニモ亦之ヲ適用ス

第四百五十七條　左ノ場合ニ於テハ從屬ハ其
効力ヲ失フ

第一　控訴カ不適法トシテ判決ヲ以テ棄却
セラルヽ時

第二　控訴カ取下ケラルヽ時

被控訴人カ控訴期間内ニ控訴ニ從屬シタル
時ハ其從屬ノ獨立ノ控訴ト看做サル

第四百五十八條　答辯書ニ新ナル事實若クハ
擧證方法又ハ從屬スル丁ノ陳述ヲ掲クル時
ハ其副本ヲ控訴人ニ送達スル丁ヲ要ス控訴

人ハ七日ノ期間内ニ辯駁書ヲ差出ス丁ヲ得

第四百五十九條　口頭辯論ノ期日ハ書面交換
ノ終リタル後之ヲ定ム

第四百六十條　原告被告ノ雙方ヨリ控訴カ起
サレタル時ハ其兩控訴ニ付キ辯論及ヒ裁判
ヲ同時ニ爲スヘシ通例トス

第四百六十一條　關席判決ヲ受ケタル原告又
ハ被告ヨリ其判決ニ對シ故障カ申立テラレ
又相手方ヨリ控訴カ起サレタル時ハ控訴ニ
付テノ辯論及ヒ裁判ハ故障完結スルマテ之
ヲ中止ス

第四百六十二條　其他ノ訴訟手續ニハ下ノ數
條ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケサル限リハ地方

裁判所ノ第一審許訟手續ノ成規ヲ準用ス

第四百六十三條　控訴裁判所ニ在テハ爭訟ハ其申立テラレタル限ニ於テ更ニ之ヲ辯論ス

第四百六十四條　原告被告ハ其爲サレタル申立ヲ變更スルコトヲ得但裁判ノ正否ノ調査ノ爲メ必要ナル限度ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ裁判長ハ其更正若クハ完備ヲ爲サレメ又必要ナル場合ニハ辯論ヲ再開シテ之ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第四百六十五條　原告被告ハ第一審ニ於テ主張セラレサリシ攻擊防禦ノ方法、事實及ヒ擧

ルキト雖モ之ヲ許サス

第四百六十六條　妨訴ノ抗辯ハ職權ヲ以テ視察セラレサルモノニ限リ原告又ハ被告カ其過怠ニ非スシテ第一審ニ於テ之ヲ提出スル能ハサリシコトヲ疏明スル場合ニ於テノミ之ヲ得

主張セラルヽコトヲ得

本事件ノ辯論ハ妨訴ノ抗辯ニ基キ之ヲ拒ムコトヲ得ス然レトモ裁判所ハ此ノ如キ抗辯ニ付キ分離シテ爲スヘキ辯論ヲ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ命スルコトヲ得

第四百六十七條　原告被告ハ第一審ニ於テ主

證方法ヲ提出スルヿヲ得

第四百六十八條　新ナル請求ハ相殺セラルヘキモノニシテ且原告又ハ被告カ其過怠ニ非スシテ之ヲ第一審ニ於テ提出スル能ハサリシヿヲ疏明スルトキニ限リ第二百十四條第二號及ヒ第三號ノ規定ヲ留保シテ起スヿヲ得

相牽連セサル新ナル反對要求ハ相殺ノ爲メニモ亦控訴状又ハ答辯書ニ於テノミ之ヲ主張スルヿヲ得

反訴ノ提起ハ之ヲ許サス

民事訴訟法草案

第二十回

五月十二日附付

第四百六十九條　事實又ハ證書ニ付キ第一審ニ於テ為サレ陳述又ハ拒ミタル陳述ハ控訴審ニ於テ之ヲ追完スルコトヲ得

第四百七十條　第一審ニ於テ為サレタル裁判上ノ自認ハ控訴審ニ於テモ亦其効力ヲ保存ス

第四百七十一條　控訴裁判所ハ控訴カ許サルヘキモノタルヤ否又控訴カ法律上ノ方式及ヒ期間ニ於テ起サレタルヤ否ヲ職權ヲ以テ審査ス可シ若シ此要件ノ一カ缺クルキハ判決ニ因リ控訴ヲ不適法トシテ棄却ス可シ

第四百七十二條　是認又ハ非認セラレタル請求ニ關スル爭点ニシテ不服ノ申立ヲ受ケ

タルモノハ第一審ニ於テ此爭点ニ付キ辯論及ヒ裁判ヲ為サヽリシト雖モ總テ控訴ニ於ケル辯論及ヒ裁判ノ事項タルモノトス

第四百七十三條　控訴裁判所ハ控訴趣意ニ限リ判決ヲ変更シテ事件ニ付リトスルキニ限リ判決ヲ為ス可シ

第四百七十四條　控訴裁判所ハ左ノ場合ニ於テ事件ニ付キ尚ホ辯論スルヲ必要トスルキハ其事件ヲ第一審裁判所ニ差戻ス可シ

第一　不服ノ申立ヲ受ケタル判決カ關席判決ナルキ

第二　關席判決ニ對スル故障又ハ非常故障カ不服ノ申立ヲ受ケタル判決ニ因リ不適法トシテ棄却セラレタルキ

第三　不服ノ申立ヲ受ケタル判決ニ因リ妨訴抗辯ノ裁判ヲ為シタル場合ニ於テ其基本及ヒ数額ニ付キ爭ハシ

第四　請求カ其基本ニ付キ裁判ヲ為シタル場合ニ於テ不服ノ申立ヲ受ケタル判決ニ因リ先ツ其基本ニ付キ裁判ヲ為シタルキ

第五　為替訴訟ニ於テ不服ノ申立ヲ受ケタル判決ニ因リ敗訴ノ被告ニ特別ノ訴訟ヲ以テ追ヲ為スノ抗辯權カ留保セラレタルキ

第四百七十五條　第一審ニ於テ訴訟手續ニ付テノ重要ナル成規ニ乖戻シタル片ハ控訴裁

判所ハ其判決及ヒ訴訟手續ヲモ廢棄シテ事
件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ得

第四百七十六條　控訴カ理由ナシトセラレタ
ルキハ判決ノ認可ヲ言渡スヘシ

第四百七十七條　判決ヲ控訴人ノ損害ニ變更
スルトキハ相手方カ控訴又ハ從屬控訴ノ方法
ヲ以テ判決ニ付キ不服ヲ申立テタルモノニ
限リ之ヲ爲スコトヲ得

第四百七十八條　控訴人カ口頭辯論ノ第一ノ
期日ニ出頭セサルキハ出頭セサル被控訴人
ノ申立ニ因リ關席判決ヲ以テ控訴ノ却下ヲ
言渡スヘシ

第四百七十九條　出頭シタル控訴人カ口頭辯

論ノ第一ノ期日ニ出頭セサル被控訴人ニ對
シ關席判決アリタルトキハ控訴人ハ其判決
ノ事實上ノ口頭供述カ被控訴人ニ送達シタ
ル書面ノ記有事項ト抵觸セス且被控訴人ノ
爲メ第一審ノ記錄ニ因テ顯ハル、攻擊防禦
ノ方法及ヒ擧證ノ結果ニシテ第一審裁判所
ノ裁判ノ憑據トナリタルモノニ抵觸セサル
限リハ其口頭供述ヲ自認シタルモノト看做
サレ又控訴人ヨリ第一審裁判所ノ事實上ノ
確定ヲ補充シ若クハ辯駁スル爲メ申立テタ
ル不適法ナラサルトキハ既ニ爲サレ且其見
込ム所ノ結果ヲ得タルモノト看做サル

第四百八十條　從屬控訴ノ場合ニ於テハ出頭

セサル被控訴人ニ對シテハ第四百七十八條ノ規定ヲ準用シ又出頭セサル控訴人ニ對シテハ前條ノ規定ヲ準用ス

第四百八十一條　裁判所書記ハ控訴ノ完結シタル後記録ヲ第一審裁判所ニ還付シ又判決ノ謄本ヲ之ニ添附スヘキ旨ノ命令ヲ發セラレタルトキハ其謄本ヲ之ニ添附スヘシ

第四百八十二條　名捺ノ為メ許ス可カラサル上訴カ起サレタリト雖モ情況ニ從ヒ原告又ハ被告カ控訴ヲ見込ミタリトスルコトヲ得

其旨控訴カ許ス可キモノナルトキハ其控訴ヲ却下スヘシ

第四百八十三條　控訴提起ノ期間ヲ懈怠シタルトキハ控訴ヲ却下スヘシ

第四百八十四條　原告又ハ被告カ天災若クハ其他避ク可カラサル事變ニ因リ其期間ヲ遵守スルコトヲ妨ケラレタルトキハ其原告又ハ被告ハ非常控訴ヲ為スノ權利アリ

第四百八十四條　非常控訴ヲ起スノ期間ハ十四日トス其期間ハ障碍ノ止ミタル日ヲ以テ始マル

懈怠シタル控訴期間ノ終ヨリ起算シテ一个年ノ滿了シタル後ハ最早非常控訴ヲ許サス

第四百八十五條　非常控訴ヲ起ス為メノ書面ハ控訴狀ノ要件ニ相當スル書面ト共ニ之ヲ差出シ且左ノ諸件ヲ掲クルコトヲ要ス

第一　非常控訴ノ理由タル事實ノ表明

第二　非常控訴ヲ起ス旨ノ陳述

第四百八十六條　非常控訴ノ申立人ハ相手方ノ陳述ニ拘ハラス非常控訴ノ理由タル事實ヲ疏明スル可シ

第四百八十七條　非常控訴ノ許否ニ付テノ訴訟手續ハ控訴ノ訴訟手續ト之ヲ併合スヘシ但或ル爭点ニ付キ辯論ヲ分離シテ為スヲ命ス可キ裁判所ノ權利ハ此カ為メニ妨ケラレス

非常控訴ノ許否ニ付テノ裁判及ヒ裁判ニ對スル不服申立ニハ此ノ款ニ別ニ規定ナキ限リ控訴ニ付キ行ハルル可キ成規ヲ適用ス然レトモ非常控訴ヲ起シタル原告又ハ被告ハ故障ヲ申立ツルノ權利

第四百八十八條　非常控訴ノ許否ニ付テノ辯論及ヒ裁判ノ費用ハ其相手方ノ理由ナキ異議ニ因テ生セサル限リハ申立人ノ負擔ニ歸ス

第二節　上告

第四百八十九條　上告ハ區裁判所及ヒ地方裁判所カ第二審裁判所トシテ發シタル判決又控訴院カ發シタル判決ニ對シ之ヲ為スヲ得

第四百九十條　上告ハ判決カ法律ノ違背ニ起因シ又ハ法律ニ違背シテ發セラレタリトノ事ノミヲ以テ憑據ト為スヲ得

第四百九十一條　左ノ場合ニ於テハ法律ニ違背シタルモノトス

第一　法則カ其法律上ノ成規ニ基ケルト法律タルノカアルト慣習ニ基ケルトヲ問ハス之ヲ適用スヘキニ適用セス又ハ之ヲ適用

ス可ノラサルニ適用シタル件

第二　訴訟手續ニ付テノ重要ナル成規ニ來戻シタル件

第四百九十二條　上告ハ判事カ左ノ諸件ニ付キ誤リタリトノ事ヲ以テ憑據ト爲スヲ得

第一　判事ノ意見ニ從ヒ適用スルヲ得ヘキ成規ノ適用

第二　事實ノ判定但其際法律ニ違背シタル件ハ此限ニ在ラス

第四百九十三條　上告期間ハ一个月トス其期間ハ判決書ノ送達ヲ以テ始マル判決書ノ送達前ニ於ケル上告ノ提起ハ無効

タリ

第四百九十四條　上告人ハ受救權ヲ付與セラレサル件ハ上告ノ提起前ニ上告金十円ヲ裁判所ニ納ムルヿ

第一　上告ヲ受理セサルヿヲ判決ヲ以テ言渡シタル件ハ判所書記ニ於テハ上告金ヲ還付ス

第二　受理シタル上告ヲ判決ヲ以テ理由ナシトシテ却下シタル件ハ判決廢棄ノ場合ニ於テハ上告金ヲ還付セス

第三　上告人カ上告ヲ取下ケタル件ハ受救權ヲ付與セラレタル原告又ハ被告ハ前項ノ場合ニ於テハ上告金ヲ追納スルノ義務

アリ又此場合ニ於テハ第百三十二條ノ規定ヲ準用ス

第四百九十五條　上告ノ提起ハ上告狀ヲ大審院ニ差出ニ因テ之ヲ為ス

第四百九十六條　上告狀ハ準備書面ニ付テノ普通規定ニ從ヒテ之ヲ作リ且左ノ諸件ヲ掲クルヲ要ス

第一　上告ヲ受クル判決ノ表示

第二　其判決ニ對シ上告ヲ起ス旨ノ陳述

第三　判決ニ對シ不服ヲ申立ツル限度ニ付テノ定マリタル陳述及ヒ不服ノ理由殊ニ左ノ事項

法則ノ確定セラレタル事件ニ適用セラレタル事項

ス又ハ不正ニ適用シタル法律ニ因リ違背シタリトノ事ヲ以テ不服ノ憑據トシタルトキハ其法律ノ表示

ロ　訴訟手續ニ付テノ重要ナル成規ニ違背シタルニ因リ戻シタルトキハ其成規ニ違背シテ事實ノ表示

ハ　脫セラレ又ハ提出シタリト看做サレタル證方法ノ表示

第四號ロ及ヒハノ場合ニ於テハ必要ナル事實カ確定セラレ遺脫セラレ又ハ提出シタリト看做サレタル證方法ノ表示

第五
定マリタル申立
然レ氏右第四號ニ掲ケタル要件ノ欠缺ハ上
告提起ノ効力ニ影響ヲ及ホサス
第四百九十七條　上告状ニハ上告全ノ預リ證
書又ハ受救権付與ノ證明書ヲ添フ可シ若シ
之ヲ添ヘサル片ハ上告ノ提起ヲ為サヽルモ
ノト看做ス
第四百九十八條　大審院ハ上告人ヲ呼出シタ
ル上第五百三條ノ規定ノ準用シテ報告判事
ノ演述ヲ以テ口頭ノ準備辯論ヲ始メ其辯論
ヲ基キ上告ノ許否ニ付キ判決ヲ以テ裁判ス
上告カ受理セラル可キモノナル片ハ其受理
スル旨ヲ言渡ス可シ

上告カ許サルヽモノナル片ハ又ヘ其法律
上ノ方式及ヒ期間ニ於テ起サヽル片又ハ
第四百九十條ノ規定ニ依ラサル片ハ之ヲ受
理ス可カラス又ハ棄却ス可シ
上告人カ準備辯論ノ期日ニ出頭セサル片ハ
上告ハ取下ケラレタルモノト看做サル

民事訴訟法草案

第廿一回

第四百九十九條　上告カ受理セラレタル時ハ上告狀ノ副本ハ十四日ノ期間内ニ答辯書ヲ差出ス可キノ旨ヲ催告シテ之ヲ被上告人ニ送達ス

第五百條　答辯書ハ準備書面ニ付テノ普通規定ニ從ヒ之ヲ作リ且定マリタル申立ヲ掲ケルヲ要ス

第五百一條　被上告人ハ上告ニ從屬スルヲ得

從屬ハ答辯書ニ之ヲ陳述スルヲ要ス其從屬ハ若シ書面ニ第四百九十六條第三號ノ規定ニ依レル不服ヲ掲ケス又ハ申立ヲ掲ケサルヲ法律上ノ効力ヲ有セス

其他被控許人ノ控許ニ從屬スル丁ニ付テノ
規定ヲ準用ス

第五百二條　答辯書ニ從屬ノ陳述ヲ揭ケタル
時ハ其副本ヲ上告人ニ送達ス可シ上告人ハ
七日ノ期間内ニ辯駁書ヲ差出スヿヲ得

第五百三條　書面交換ノ終リタル後裁判長ハ
報告判事ヲシテ其記録ニ基キ裁
判ノ爲メ要用ト爲スル限リハ爭訟ノ事實關係
及ヒ權利關係ノ表明書ヲ七日ノ期間内ニ作
ル可シ但法律ニ係ル判定ニ立入ルヿヲ得ス

其後ニ至リ口頭辯論ノ期日ヲ定ム

第五百四條　其他ノ訴訟手續ニハ下ノ數條ニ
於テ別段ノ規定ヲ設ケサル限リハ第二百四

十一條ヲ除キ地方裁判所ノ第一審訴訟手續
ノ成規ヲ準用ス

第五百五條　口頭辯論ハ報告判事カ其表明書
ニ依リ演述スルヿヲ以テ始マル

原告被告ハ補充及ヒ更正ノ爲シ之ニ次キ其
申立ノ理由ノ辯明スルノ權利ヲ有ス

第五百六條　大審院ハ上告書ニ於テ申立テラ
レ又ハ從屬ニ因リ答辯書ニ於テ申立テラレ
タルニ非サレハ原判決ノ取消ヲ調査ス

第五百七條　大審院ハ裁判ヲ爲スニ付キ控訴
裁判所カ其裁判ノ憑據トシタル事實ニ覊束
セラレス此事實ノ外ハ第四百九十六條第三號
及ヒ第五百二條ニ表示シタル事實ノミヲ斟酌スル

ヲ得
採證カ必要ト為
シ其採證ノ完結
之ヲ為シ又ハ之
ヲ得

第五百八條　上告カ理由アリトセラルル、片ハ
不服ノ申立ヲ受ケタル判決ノ廢棄ス可キ
廢棄ヲ許ス訴訟手續ニ付テノ重要ナル成規ニ乖
戻スルヿ為メニ為サルヽ、片ハ其乖戻スル限リ
ハ其訴訟手續ヲモ亦廢棄ス可シ

第五百九條　判決廢棄ノ場合ニ於テハ次條ノ
規定ヲ留保シテ辯論及ヒ裁判ノ為サレ
ムル為メ事件ヲ前控訴裁判所ニ差戻シ又ハ

之ヲ他ノ同等控訴裁判所ニ移送ス可シ

新ナル裁判ヲ為スヿヲ要ス

又原告被告ハ廢棄セラレタル判決ヲ發セシ
前ノ口頭辯論ニ基キ之ヲ為
シ事項ヲ新ナル口頭辯論ニ於テ提出スルヿヲ得ヘカリ
權利アリ

控訴裁判所ハ大審院ノ為シタル法律ニ係ル
判定ニシテ判決廢棄ノ基本トシタルモノヲ
以テ標準ト認メ且之ヲ新ナル辯論及ヒ裁判
ノ基本ト為スノ義務アリ

第五百十條　大審院ハ左ノ場合ニ於テ判決ヲ
廢棄シ事件其モノニ付キ裁判ス可シ